

第2編 地震・津波編

地震・津波編は、中城村の地震・津波対策に係る
予防計画、応急対策計画及び災害復旧・復興計画
である。

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

第1款 災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いむらづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制の整備」の4つに区分する。

1 地震・津波に強いむらづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 地盤・土木施設等の対策
- (2) 都市基盤の整備
- (3) 建築物の対策
- (4) 危険物施設等の対策

2 地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようになるための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練計画
- (2) 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- (3) 自主防災組織育成計画
- (4) 消防職員等の増員
- (5) 企業防災の促進

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

4 津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人

づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

- (1) 津波避難計画の策定・推進
- (2) 津波危険に関する啓発
- (3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
- (4) 危険区域の指定等

第2款 災害予防計画の推進

1 緊急防災事業の適用

災害に対し、県内でも脆弱な地域であることをふまえて、国・県等の防災事業を積極的に活用・連携し、村の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

村は、県が策定する地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等の防災事業と連携し、村内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いむらづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

2 防災研究の活用と連携

村の防災対策を効果的、効率的に進めるため、村域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握した成果の活用を図る。

(1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生のメカニズムと被害発生の原因等と、対応する防災対策の課題及び方策等の成果を活用していく。

また、工学的分野のほか、災害時の村民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究成果を活用、今後の防災対策に反映していく。

(2) 調査研究の促進

国・県や大学等の調査研究と連携し、調査研究等の活用が期待できる資料等については提供していく。

第2節 地震・津波に強いむらづくり

第1款 地盤・土木施設等の対策

1 地盤災害防止事業

地震による液状化現象等の地盤災害を念頭にした市街地開発等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

- (1) 防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で、液状化の予想されるところの施設については、所要の対策を実施し、構築物の補強対策を実施する。
- (2) 今後の新規開発事業等については地盤改良を徹底する。
- (3) 将来発生するおそれのある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野であることから、その研究成果について積極的に村民や関係方面へ周知・広報する。
- (4) 阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令順守の徹底を図る。

2 道路施設整備事業

(1) 道路施設の整備

災害時の道路機能を確保するため、道路管理者は、所管道路について危険箇所調査を実施し、補修対策工事を行う。

耐震点検調査に基づき対策が必要な橋梁については、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。主な路線を下記に示すものとする。

・村道中城城跡線 村道ウフクビリ線 村道大瀬線

(2) 立体横断施設の整備

第2次緊急輸送道路に指定されている国道329号の安全な横断を目的として下記施設の整備を促進する。

・国道329号中城小学校バス停付近における歩道橋

(3) 緊急輸送道路ネットワーク

道路管理者は、消防、救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、改良等を推進するとともに、これらの交通拠点へのアクセス道路との間を多重かつ有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動の円滑化に寄与するものとする。

3 港湾・漁港整備事業

港湾・漁港施設は海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波によっても大きな機能マヒを生じない

よう耐震性強化岸壁、港湾緑地、背後道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

4 農地防災事業

地震時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

5 上水道施設災害予防対策

(1) 施設の耐震性の強化

水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、十分な耐震設計及び耐震施工を行うとともに、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するために水道事業者及び水道用水供給事業者間の村内及び県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、村内及び県内において、必要な人員、資材等が不足する場合には、沖縄県防災危機管理課との調整を図りつつ、速やかに「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

6 下水道施設災害予防対策

(1) 施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するように努めるとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

7 都市ガス施設災害予防計画

ガス事業者は、地震・津波による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、以下の事項に係る事業継続計画及び防災計画を策定し、対策を推進する。

(1) 施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進する。

(2) 教育訓練及び防災知識の普及等

地震・津波時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び村民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

8 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、公安委員会、村及び(社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し法令の規定する基準に適合するように当該施設を維持させ保安の監督指導を行う。また、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費先の保安対策

(社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

(3) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

9 通信施設災害予防計画

(1) 村における予防計画

ア 被災地及び関係機関と円滑な情報収集・伝達できる体制を拡充することを目的とした沖縄県総合行政情報通信ネットワークの整備に伴い、本村における通信体制の整備を図る。

(ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保(アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮)

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ロ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹

底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練(通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等)

イ 村における防災行政無線の現行システムの追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

ウ 県と調整し、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。

エ 災害発生時に通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

オ 災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するものとする。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防ぐため、次の防災計画を推進するものとする。

- (ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物について、耐震及び耐火対策を行う。
- (イ) 主要な電気通信設備等について、予備電源設備の設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

- (ア) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (イ) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- (ア) 回線の設置切替方法
- (イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- (ウ) 孤立防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- (エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- (オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

10 通信施設の優先利用等

(1) 優先利用の手続き

村は、県及び関係機関とともに、通信施設の優先利用(災害対策基本法第 57 条)及び優先利用(同法第 79 条)について、最寄りの電気通信事業者及び放送局等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手順により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第 2 款 都市基盤の整備

基盤施設の整備を推進し災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災むらづくりを推進するために実施されている関係機関の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

1 防災的土地利用の推進

地震被害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

(1) 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による、防災活動拠点としての機能を有する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

(2) 市街地の再開発

市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設の整備と住宅施設、商業施設の整備を考慮し総合的な都市機能の強化を図る。下記に対象施設を示す。

[主な対象施設]

- ・ 県営中城公園 護佐丸歴史資料図書館
- ・ 南上原土地区画整理事業地区内の緊急災害時避難広場

[主な避難経路]

- ・ 久場地区災害対策避難路 屋宜及び当間地内災害対策避難路
- ・ 津覇地内災害対策避難路(その 1) 津覇地内災害対策避難路(その 2)

(3) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整、指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

2 都市の防災構造化

(1) 都市の防災構造化に関する基本指針

道路、公園、河川、港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

ア 都市基盤施設の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難地域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を促進する。

ウ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ 共同溝等の整備

ライフライン施設は村民生活の根幹をなすものであり、地震による被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公共物を収容するための共同溝等の整備を推進する。

オ 防災拠点の確保

災害時における避難地、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた中枢防災活動拠点を確保する。

3 地震火災の予防

(1) 建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、建築物の不燃化を推進する。

(2) 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

(3) その他の地震火災防止事業

耐震性貯水槽等の消防水利の整備や防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救助活動の円滑な活動の実施を図ることとする。

4 津波に強いむらの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点をふまえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのむらづくりを進める。

このため、臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

- (2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなむらづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度の避難を可能とする。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

- (4) 村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係各課連携による計画作成や、むらづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのむらづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

- (7) 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いむらの形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (9) 公共施設や要配慮者に関する施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の

備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(漁港、臨時ヘリポート)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3款 建築物の対策

1 公共施設の耐震性確保

- (1) 公共施設に関する事業の基本方針

学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物の耐震性を確保する。

- (2) 公共施設に関する事業の実施

村は所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

なお、村及び県は所有する公共建築物等の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

2 一般建築物の耐震性確保

- (1) 一般建築物に関する事業の基本方針

住宅をはじめ不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、百貨店、宿泊施設等の個々の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、がけ地の崩壊等による危険から村民の生命の安全を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

- (2) 一般建築物に関する事業の実施

一般建築物の新規建設にあたっては確認申請段階の指導により、また、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設し、講習会等を実施することにより、さらに専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上にむけた知識

の啓発・普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図る。またがけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

3 ブロック塀対策

本村では、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されており、それらの倒壊による被害を防止するために以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣化を奨励する。

(2) 指導及び普及啓発

村は、県の関係機関に協力し、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4款 危険物等災害予防対策

1 危険物災害予防計画

(1) 危険物施設等に対する指導

中城北中城消防本部(以下「消防本部」という。)は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所等に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせる。

(3) 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し保安教育を実施するとともに、消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4) 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア 火災、爆発物の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡

視基準を定め必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の整備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な措置を講ずる。

エ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本村及び消防本部に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学消防機材の整備

消防本部において、化学車等の配置整備を図るとともに、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第3節 地震・津波に強い人づくり

第1款 防災訓練実施計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、本村・県・防災関係機関及び村民等が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

1 防災訓練の基本方針

(1) 実践的な活動のノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目標とした訓練とすることを第一とする。

また、訓練の種別ごとに、想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、方法(時期、場所、要領等)を具体化した訓練とする。

(2) 地域防災計画等の検証

村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを旨とし、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、訓練方法(時期、場所、要領等)及び検証方法(訓練の効果、課題分析等)等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

村民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、多数の村民や事業所等が参加するように努める。

また、男女ニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 個別防災訓練の実施

防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練

(2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

(3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練

(4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練及び物資集積拠点における集配訓練

- (5) 物資集配拠点における集配訓練
- (6) 民間企業・ボランティア等の連携訓練
- (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練の内容

広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、村全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、村及び防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

(1) 実施時期

毎年1回以上適当な時期(水防月間、土砂災害防止月間等)に行うものとする。

(2) 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

(3) 参加機関

訓練参加機関は、村、村内各種団体、県、関係市町村、防災関係機関及び一般住民とする。

(4) 訓練の種目

訓練の種目は概ね次のとおりとする。

- ア 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- イ 水防訓練
- ウ 救出及び救護訓練
- エ 炊出し訓練
- オ 感染症対策訓練
- カ 輸送訓練
- キ 通信訓練
- ク 広域応援要請訓練(情報伝達訓練)
- ケ その他

4 防災訓練の成果の点検

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進

村は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

この計画は、日頃から村民及び防災関係機関・団体職員に対して地震災害を念頭においた防災に関する知識の普及・啓発を図り地震災害を未然に防ぐとともに、被害を最小限に止めることを目的とするものである。

1 防災意識の普及・啓発

(1) 村における措置

ア 広報事項

村は、地域防災計画の概要や地震津波の知識及び地震災害時の心得などについて広報し、常に村民の理解と認識を深めるように努める。

イ 広報活動

(ア) 「防災週間」、「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて重点的に防災意識の普及宣伝に努める。

(イ) 広報誌及び村公式ホームページに防災関係の記事を掲載するほか、各関係機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

(ウ) ラジオ・テレビ・新聞等各報道機関を通じ、適時広報事項を提供する。

(エ) 防災関係展示会等の行事を必要に応じて開催する。

(2) 防災関係機関の措置

防災知識の普及は普段からあらゆる機会を利用し、広く一般住民に呼びかけることが重要である。各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災関連事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、村民が自らのために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

2 各種防災教育の実施

各防災関係機関は、村民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、概ね次による防災知識の徹底を図る。

(1) 防災研修会

災害対策関係の法令及び他の法令における防災関係の各項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るため研修会を開催する。

(2) 防災講習会

受講者の属性(職種・年齢層等)を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的・専門的知識の習得を図る。

(3) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他の消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うにあたっての教育を実施し、地震火災予防対策の効果を上げる。

(4) 学校教育、社会教育

幼稚園、小中学校、高等学校、障がい児教育諸学校における教育機関は、その発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、その属性等を考慮して実施し、地震・津波に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

(5) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図る。

3 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくほか、村民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第3款 自主防災組織育成計画

地震・津波への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保強度の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村及び県は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

本村における自主防災組織育成計画は風水害等編一第1章一第19節を参照のこと。

第4款 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ

村の一定の地域内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づく地区防災計画(一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画)を提案した場合、村防災会議は村地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を村地域防災計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及

村及び県は、村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

5 海岸保全事業

従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分留意するものとする。

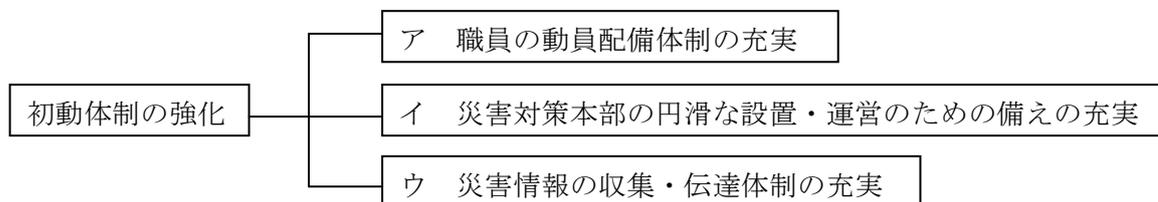
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

村は、「第2章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

第1款 初動体制の強化

1 初動体制の強化

突発する災害に村が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報(被害情報や村における応急対策活動の実施状況等)を災害発生後すばやく把握し、村としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。そこで、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。



(1) 職員の動員配備対策の充実

職員(要員)をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、村職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震及び津波災害の場合、いち早く災害対策本部長及び各対策班長等との連絡体制を確立し、災害対策本部員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員に携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を早急に整える必要があり、職員への徹底を図る。

ウ 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に、円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア 庁舎の耐震診断

災害対策本部の設置予定庁舎(本庁)の耐震診断を行い、確保できる体制を整備する。

イ 災害対策本部(本庁)設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部(本庁)を設置できるように、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるように、少なくとも3日分の水、食糧、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

災害時及び災害の発生するおそれのある場合の情報の収集・伝達は、その被害の軽減に極めて重要な役割を果たす。なお、本村においては、情報を把握する能力を高めるため以下の対策を推進する。

ア 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備の充実が必要であり、以下の対策を推進していく。

(ア) 防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新等の推進

(イ) 防災関係機関の相互間の通信を確保するための防災相互通信用無線局の整備

(ウ) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策の一つとして、防災GIS(地理情報システム)を活用する。

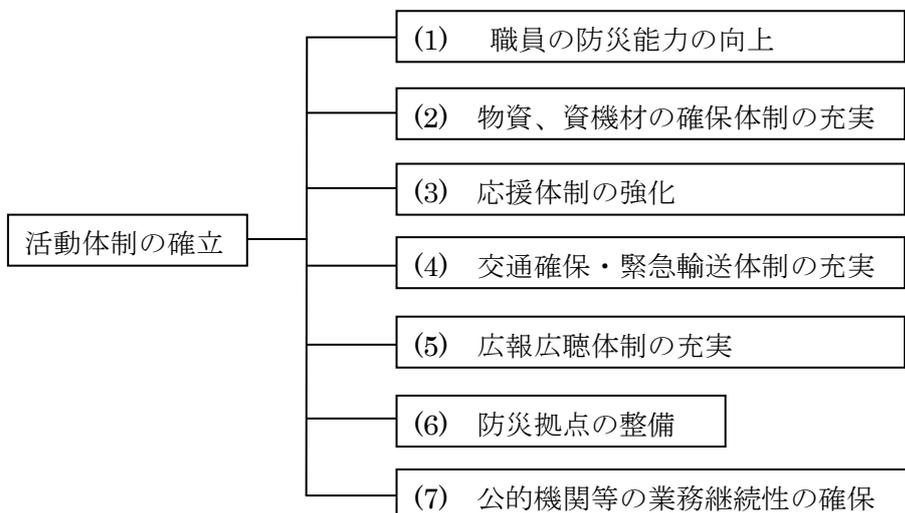
イ 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

第2款 活動体制の確立

多岐にわたる村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。



(1) 職員の防災能力の向上

一般に、村職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

ア 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的で開催し、職員の資質の向上を図る。また、防災に関する記事、レポート等を全ての課に配布するとともに職員の防災への理解を深める。

イ 防災担当職員、災害対策要員の育成

防災担当職員は村の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、災害対策要員は、発生初期において、積極的な応急対策活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

① 県や防災関係機関・団体の実施する防災研修会、防災関係学会等に積極的に職員を派遣する。

② 災害を体験した都道府県への視察、防災の先進地域への職員の派遣を行う。

(2) 物資・資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材(チェーン、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等)、消火用資機材(消火器、可搬ポンプ等)、医薬品、医療用資機材、食糧、水、生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)の確

保が必要となる。

ア 救出救助用資機材の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を図る。

- (7) 各自治会に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- (ロ) 救助工作車等の消防機関への整備促進
- (エ) 資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進
- (オ) 各公立施設への救出救助用資機材等の整備促進

イ 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- (7) 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- (イ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- (ロ) 消防自動車等公的消防力の整備促進

ウ 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）による本村の想定被災者数の 2 日分以上を目標とした確保に努める。

エ 生活必需品の確保体制の充実

食糧・水・生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)については、災害発生後 3 日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

- (7) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食糧・水・生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)の備蓄に関する啓発
- (イ) 飲料水兼用型耐震性貯水槽等における飲料水の備蓄
- (ロ) 村における食糧・水・生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)の備蓄に関する指導
- (エ) 大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合)等との協定等締結の促進
- (オ) 公的備蓄ネットワークの構築

オ 輸送手段の確保

村有車両については、災害発生後の運用計画を作成しておくものとする。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、災害発生後速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(3) 広域応援体制の強化

被害が甚大で村において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。村

においては、近隣市町村及び県を通じて村外からの応援体制の強化を図るものとする。

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うため交通規制計画の作成や緊急輸送体制の確立を図るものとする。

また、孤立した場合に備え、空からの輸送が迅速にされるよう、臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報(対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで以下の体制を早急に整備していくものとする。

ア プレスルームの整備

イ 報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

ウ IT 機器を活用した情報発信の検討

エ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区または中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進していくものとする。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応した、きめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていく。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

ア 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

余震による被害をより効果的に防止するためには、余震情報に関する情報を村民に迅速に知らせる体制を整える。

イ 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を各公共施設及び不特定多数の者が出入する施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで村としては以下の対策を推進していくこととする。

(7) 公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検

(4) 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館等経営者、大規模小売店経営者に対する避難体制の再点検の指導

(6) 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

(5) 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

(4) 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップの作成

エ 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進する。

(7) 県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施(総合防災訓練を含む)

(4) 各自治会単位に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

オ 緊急医療対策の充実

負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。また、村において初動期を念頭においた緊急医療品等の備蓄を推進するものとする。

カ 消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速に対応できるよう、以下の対策を推進する。

(7) 総合防災訓練による消防本部と自衛隊による合同消火訓練の実施

(4) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備促進

(6) 各自治会単位に対する自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

キ 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、村民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護、救援のための事前措置の実施

ア 学校の防災拠点化の推応援

- (ア) 無線設備の整備
- (イ) 教職員の役割の事前規定
- (ウ) 調理室等の調理機能の強化
- (エ) 保健室の緊急医療機能(応急処置等)の強化
- (オ) シャワー室、和室の整備
- (カ) 学校プールの通年貯水(消火用、断水時の生活用水用)及び浄化設備の整備
- (キ) 貯水槽、備蓄倉庫の整備

イ 緊急避難場所・避難所の指定・整備

(ア) 緊急避難場所・避難所の指定

各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定にあたっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び避難所の基準に適合するように留意する。

(イ) 避難場所・避難所の整備

指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月)」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 福祉避難所のリストアップ

一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる介護保険施設、障がい者支援施設等ら福祉避難所を指定しておく。

エ 家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食糧、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間(概ね 37 日間)、食糧、水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

オ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間で協定の締結を図る。

カ 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うため以下の事前措置を実施する。

- (7) 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- (イ) 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

キ 文教対策に関する事前措置

災害発生時に文教対策を円滑に行うために、以下の事前措置を実施する。

- (7) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方(避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等)及び学校職員の行動方針等の検討
- (イ) 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方針の検討
- (ロ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- (エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

ケ 広域一般滞在等の事前措置

大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞りが可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- (7) 他市町村との広域一時滞りに係る応援協定の締結
- (イ) 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- (ロ) 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- (エ) 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞り者の所在地等の情報を避難元及び避難先の都道府県及び市町村が把握する体制の整備
- (オ) 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞り者への生活情報等を伝達する体制の整備

コ 家屋被害調査の迅速化

家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結に努める。

サ 災害廃棄物処理計画の策定

国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）に基づき、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

第 4 款 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携

のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備するものとする。

1 ボランティア受入れ体制の整備

村は社会福祉協議会、日本赤十字社等と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるように受入れ体制を整備する。

また、受入れに際しては、老人介護や外国人との会話能力等、技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護(医師、看護師、助産師等)
- イ 無線による情報の収集・伝達(アマチュア無線通信技術者)
- ウ 外国人との会話(通訳及び外国人との会話能力を有する者)
- エ 住宅の応急危険度判定(建築士)
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 簡易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ク 避難所の管理運営支援

3 ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

- ア ボランティア本部(本庁又は他の公共施設)

* 本部の役割

- (ア) ボランティアの活動方針の検討
- (イ) 全体の活動状況の把握
- (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
- (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整

(オ) 各組織間の調整(特に行政との連絡調整)

(カ) ボランティア活動支援金の募集、分配

イ 地区活動拠点(公共施設等)

* 地区活動拠点の役割

(ア) 避難所等のボランティア活動の統括

(イ) 一般ボランティアの受付、登録(登録者は本部へ報告)

(ロ) 一般ボランティアのオリエンテーション(ボランティアの心得、活動マニュアル)

(エ) ボランティアの派遣

(オ) ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネート

(カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、ボランティア組織の必要情報だけでなく、村民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村はボランティア保険の加入に際して、金銭面の必要な支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第5款 要配慮者の安全確保計画

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、平常時から地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることが重要である。

特に高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者については、事前の避難計画の策定等、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努めるものとする。

1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園及び保育所には、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には

自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所している。また、災害弱者専用の避難場所として村内及び近隣市町村等における福祉・保健・医療施設を確保する重要性が高く、そのため日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

(1) 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるように努める。

また、施設自体が崩壊したり、火災が発生したりしないように施設や附属設備等の点検に努めるものとする。

(2) 地域社会との連携体制の確立

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは困難である。要配慮者を適切に避難誘導・救出するため、常に地域社会との連携を密に村民への周知を図り、災害時には地域住民の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制計画の整備等を図るように努める。

(3) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。

(4) 災害用食糧等の備蓄推進

乳幼児等を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努めるものとする。

(5) バリアフリー化の推進

高齢者や身体障がい者など多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。

2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人などの要配慮者が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するために日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、施設や附属設備等の整備に努める。

また、施設自体が崩壊したり、火災が発生したりしないように、施設や附属設備等の点検に努めるとともに要配慮者に配慮した避難体制の整備に努めるものとする。

3 在宅で介護を必要とする村民等の安全確保

心身に障がいを有する者、あるいは長期臥床又は認知症を有する高齢者については、身体諸機能障がいによる移動困難、判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難

が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から同様の困難があるものと考えられる。したがって、村では避難行動要支援者の安全確保のために特別の配慮を講ずる必要がある。

(1) 避難行動要支援者支援計画

本村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人情報の保護等に配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定める等、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難行動要支援者の名簿の作成・活用及び避難支援計画策定にあたっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月 内閣府)に基づくものとする。

(2) 防災についての指導・啓発

(ア) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(イ) 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(4) 要配慮者が居住する住宅への改良支援等

現在行われている住宅改造費助成事業、日常生活用具給付等を利用し、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるような住宅の改良を推進するものとする。

第 6 款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

村は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保

村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理的に不案内な観光客、旅行者等が

災害に遭遇した場合を想定して、次の点に留意して安全確保対策を推進するものとする。

(1) 避難標識等の整備

避難所・避難路の標識が、観光客、旅行者にも容易に判別できるよう整備する。

(2) 観光客・旅行者等の安全確保

観光施設等の管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど、観光客等の安全を確保することにとどまらず、被災者への救助活動の拠点となれるよう平素から食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

村は、観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保

国際化の進展に伴って村内に居住、来訪する外国人が増加している。そこで言語、文化、生活習慣の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれるような防災環境づくりに努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

外国語の防災パンフレットを作成し、機会のあるごとに配付するなど、外国人への防災知識の普及・啓発を図る。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3 観光危機管理体制の整備

(1) 観光危機管理の普及、対策の促進

村は、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

村は、国、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

第5節 津波避難体制等の整備

中城湾に面した本村の海岸地域には住宅地、公園等の公共施設が立地している。村民、公共施設利用者、漁業関係者等を津波被害から守るためには、被害の未然防止、拡大防止のための必要な体制、手段等を整備する。

1 津波避難計画の策定・推進

村は、県が整備する「津波避難計画策定指針」を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

2 津波危険に関する啓発

ア 村民等への啓発事項

- (7) 津波浸水予想区域の周知
- (イ) 津波危険への対処方法(適切な避難場所、避難路の周知を含む)
- (ウ) 過去の津波災害事例や教訓
- (エ) 津波の特性

イ 啓発の手段、実施方法

- (7) 学校、幼稚園、保育所での職員、児童・生徒、園児、保護者を対象とした教育
- (イ) 漁業関係者を対象とした説明会
- (ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者を対象とした説明会
- (エ) 津波危険地域の各字自治会での説明会
- (オ) 広報誌
- (カ) 防災訓練
- (キ) 防災マップ(津波ハザードマップ)の作成・配布
- (ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置
- (ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

ア 危険予想区域村民に対する情報伝達体制の整備

津波危険地域及び住家等に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

地震情報、津波警報、避難勧告等が村民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全

国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ 監視警戒態勢等の整備

津波危険に対し、予警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒態勢を整備する。

ウ 避難ルート及び避難ビルの整備

(ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、村民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

(イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(ロ) 代替避難路の整備

埋立地等においては被害の状況等によっては避難路・避難橋梁等が不通になる場合に備え、代替の避難路も指定できるように複数の避難路及び避難用橋梁の整備を図る。

(ハ) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(ニ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所(避難生活用の施設)と混同しないよう、村民への周知と理解を促進する。

4 津波災害警戒区域の指定等

津波災害警戒区域(津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域)の指定について県と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

ア 村地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を村地域防災計画に定める。

ウ 津波災害警戒区域を含む本村は、村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について村民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ 村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

5 海岸保全事業

従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分留意するものとする。

第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第1節 組織及び配備動員計画

1 中城村防災会議

村長を会長として、災害対策基本法第16条第5項に基づき組織され、その所掌事務は中城村地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等の事務をつかさどる。

2 応急活動体制

村内において災害が発生、または発生するおそれがある場合、村は応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部等を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策活動を実施する。

(1) 中城村災害対策準備体制

沖縄気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表される等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、総務対策班による災害対策準備体制の初動体制をとる。

また、気象台が本村域で震度4を観測・発表し、災害対策体制の必要があると判断した場合及び津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合、直ちに災害対策準備体制をとる。

(2) 中城村災害警戒本部

ア 警戒本部の設置

災害対策本部設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

イ 警戒本部の設置基準

- (ア) 気象業務法等に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒が必要なとき
- (イ) 津波注意報が発表されたとき
- (ウ) 震度4以上の地震が観測されたとき

(エ) その他、村長又は警戒本部長が必要と認めたとき
(村長が不在の時は、副村長→総務課長→企画課長→以下村本部から決定するものとする)

ウ 警戒本部の組織

- (ア) 警戒本部に警戒本部長を置くほか、警戒本部現場責任者を置き、警戒本部を組織する。
- (イ) 警戒本部長は副村長(又は総務課長)とし、警戒本部現場責任者は図 2-1-1 の各班の内の当番班の長とする。なお、当番班は常に村庁舎内に明示する等、全職員が把握可能な状況にしておく。
- (ウ) 警戒本部は図 2-1-1 の 14 班が交代で担当する。
- (エ) 職員の出張等により警戒本部の人数が必要数以下であると認められるときは、警戒本部長及び警戒本部現場責任者の判断により、他の班から職員を配置することとする。

エ 警戒本部の所掌事務

- (ア) 警戒本部の所掌事務は図 2-1-1 の対策本部のその内、必要な事項を行う。

オ 警戒本部の廃止基準

警戒本部は次の基準により警戒本部長が廃止する。

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が概ね終了したと認められたとき
- (ウ) 災害の発生するおそれが無くなったと認めたとき
- (エ) 警戒本部長が適当と認めたとき

カ 警戒本部設置、廃止の通知

警戒本部を設置または廃止したときは、県及び関係機関、村民に対し、防災行政無線などを活用して迅速な方法で通知するものとする。

3 中城村災害対策本部の設置

ア 対策本部の設置

村内の地域において災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災応急対策を迅速かつ的確に推進するため、災害対策本部を設置する。

イ 対策本部の設置基準

対策本部は当村内に次の事項に該当するような災害が発生、又は発生するおそれがあるとき村長が設置する。

- (ア) 気象業務法等に基づく警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒が必要などとき
- (イ) 津波注意報が発表されたとき

- (ウ) 震度 4 以上の地震が観測されたとき
- (エ) その他、村長又は警戒本部長が必要と認めたとき
(村長が不在の時は、副村長→総務課長→企画課長→以下村本部から決定するものとする)

ウ 対策本部の組織

災害対策本部に対策本部長、対策副本部長を置くほか、対策本部会議を組織する。

- (ア) 本部長は村長、副本部長は副村長もしくは総務課長をもって充てる。
- (イ) 村長が不在などの時は副本部長が代理を務めることとする。
- (ウ) 本部の組織編制及び所掌事務は図 2-1-1 及び表 2-1-1 のとおりである。

エ 本部会議

(ア) 本部会議の構成

対策本部会議は対策本部長及び副本部長、各班長、その他本部長が必要と認めるものによって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(イ) 本部会議の開催

本部長は対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは本部会議を招集する。構成員は対策本部会議の開催が必要であると認めるときは、その旨を副本部長に申し出ることとする。

(ウ) 本部会議の協議事項

- I 本部の配備体制に関すること
- II 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること
- III 県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること
- IV その他災害対策に関する重要事項

(エ) 本部会議の庶務

本部会議の庶務は総務課が担当すること。

オ 対策本部の廃止基準

対策本部は対策本部長が次の基準により廃止する。

- (ア) 当該災害に係る災害の予防及び応急対策が概ね終了したと認めたとき
- (イ) 予想された災害にかかわる危険が無くなったと認めたとき
- (ウ) 対策本部長が適当と認めたとき

カ 対策本部の設置及び廃止の公表

対策本部を設置、又は廃止したときは直ちに県及び関係機関、村民に対し、防災行政無線や電話等により公表することとする。



図 2-1-1 災害対策本部組織及び編成

表 2-1-1 中城村災害対策本部所掌事務

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
総務対策班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び解散に関すること 2. 防災会議に関すること 3. 防災関係機関への連絡及び協力要請に関すること 4. 各班との分掌事務の調整、連絡に関すること 5. 災害情報の収集、県その他関係機関への報告に関すること 6. 気象予警報の受理及び伝達に関すること 7. 災害時の避難準備情報、避難勧告及び指示に関すること 8. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に関すること 9. 遺体の収容及び埋火葬に関すること 10. 職員の非常召集、配置、衛生管理に関すること 11. 災害対策要員の雇用に関すること 12. 災害情報等の村民及び報道機関への広報に関すること 13. り災証明の発行に関すること 14. 村有財産の被害状況の調査に関すること 15. 応急食糧その他生活必需品の調達及び管理に関すること 16. 被災者及び物資の輸送に関すること 17. 車両の確保及び配車に関すること 18. 各種団体の災害応急対策への協力に関すること 19. 本部長及び副本部長の秘書に関すること 20. 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 21. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
総務対策支援班	議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 総務対策班への協力に関すること 3. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	数 班長が必要と認める人	動員可能な全職員
企画対策班	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 災害情報等の村民及び報道機関への広報に関する協力及び報道機関との連絡調整に関すること 3. 防衛施設局その他基地関係機関との連絡調整に関すること 4. 災害対策に必要な経費の予算措置に関すること 5. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	数 班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
税務対策班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 福祉対策班及び健康保険対策班への協力に関すること 3. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	数 班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
住民生活対策班	住民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 災害時の塵芥処理に関すること 3. 遺体の収容及び埋火葬に関すること 4. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	数 班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
福祉対策班	福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関すること 3. 食糧の配給に関すること 4. 救援物資の保管及び配分に関すること 5. 避難者の収容及び避難場所の運営・管理に関すること 6. 応急食糧の配給、炊出しに関すること 7. ボランティア等民間団体の活動依頼に関すること 8. 要配慮者の避難に関すること 9. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
健康保険対策班	健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 日赤その他医療機関との連絡調整に関すること 3. 医療及び助産、救護に関すること 4. 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関すること 5. 災害地域及び避難所の衛生及び防疫に関すること 6. 衛生・防疫に関する保健所等関係機関との連絡調整に関すること 7. 地域組織(自治会等)における自主防疫に関すること 8. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
農林水産対策班	農林水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 農地、農業用施設及び農作物等の復旧事業に関すること 3. 農・畜・水産関係の被害調査及びその対策に関すること 4. 漁港施設及び漁船停泊係留船舶の警戒に関すること 5. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
都市建設対策班	都市建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 土木関係災害に関する警戒巡視に関すること 3. 地すべり、がけ崩れ等の災害防止に関すること 4. 仮設住宅等の建設及び住宅の応急対策に関すること 5. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関すること 6. 道路関係の災害応急対策に関すること 7. 交通規制に関すること 8. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
企業・観光対策班	企業立地・観光推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関すること 2. 商工関係の被害調査及びその対策に関すること 3. 観光客に対する避難及び誘導に関すること 4. その他、各班の協力に関すること 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
会計対策班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 災害対策に係る会計業務に関する事 3. 救援金品の受入れ及び配分に関する事 4. その他、各班の協力に関する事 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
上下水道対策班	上下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 上水道関連施設の災害対策及び復旧に関する事 3. 被災者に対する飲料水の供給に関する事 4. 災害時における水質検査に関する事 5. 企業局及び水道関係業者等との連絡調整に関する事 6. 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関する事 7. その他、各班の協力に関する事 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

班	班長	所掌事務	配備要因		
			第1次	第2次	第3次
教育対策班	教育長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 児童生徒の避難に関する事 3. 児童生徒の教育指導に関する事 4. 児童生徒に対する学用品の給与に関する事 5. 学校教育施設の被害調査及び災害対策に関する事 6. 避難所の開設及び運営の協力に関する事 7. 災害時の食材の調達及び炊出しの協力に関する事 8. 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関する事 9. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事 10. 避難所の開設及び運営の協力に関する事 11. その他、各班の協力に関する事 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員
消防対策班	中城北中城消防本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事 2. 防災関係機関及び班内の連絡調整に関する事 3. 行方不明者の捜索及び救助に関する事 4. 災害危険区域の把握と対策に関する事 5. 災害時における避難誘導に関する事 6. 通信及び応援要請に関する事 7. 災害の予防広報に関する事 8. 気象情報等の収集に関する事 9. 他班との連絡調整に関する事 	情報担当要員及び連絡担当要員	班長が必要と認める人数	動員可能な全職員

4 配置動員計画

災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、防災活動を推進するため、取るべき体制を表 2-3-1 に記す。なお、動員は必要に応じて変更することとする。

表 2-3-1 配備動員の基準

体制	災害種別	基準	体制の決定	動員
災害対策準備体制	風水害	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合	村長又は警戒本部長が決定し設置	第 1 次配備
	津波	津波注意報が発表されたとき	自動配備	第 1 次配備
	地震	震度 4 の地震が観測されたとき	自動配備	第 1 次配備
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は警戒本部長が決定
災害警戒本部	風水害	気象情報等により災害発生への警戒を要するとともに情報収集・伝達の必要があるとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	第 2 次配備
	津波	「津波」の津波警報が発表されたとき	自動配備	第 2 次配備
	地震	震度 5 弱の地震が観測されたとき	自動配備	第 2 次配備
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は警戒本部長が決定
災害対策本部	風水害	気象業務法等に基づく警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき	災害対策本部長が決定し設置	災害対策本部長が第 2 次配備もしくは第 3 次配備を決定
	津波	「大津波」の津波警報が発表されたとき	自動配備	第 3 次配備
	地震	中城村において震度 5 強以上又は、隣接市町村において震度 6 弱以上の地震が観測されたとき	自動配備	災害対策本部長が第 2 次配備もしくは第 3 次配備を決定
	全て	その他村長又は警戒本部長が必要と認めたとき	村長又は警戒本部長が決定し設置	村長又は災害対策本部長が決定

(1) 職員の動員

職員の動員については表 2-3-1 に示すとおりであるが、状況に応じて災害警戒本部長及び災害対策本部長が動員数を増減できることとする。

(2) 配備基準

概ね次の基準により第 1 次配備から第 3 次配備までに区分する。

配備	配備内容
第 1 次配備	1 各班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の態勢をとる
第 2 次配備	1 各班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
第 3 次配備	1 全職員が配置につく

(3) 職員の待機と登庁

職員は常に気象情報等に注意し、災害警報が発表される状況においては、常に連絡が取れる状況をつくり、動員要請の連絡が入ればすぐに登庁できるようにする。各班長は被害が予想される状況においては、班員(課職員)と迅速に連絡が取れる状況にいるように努める。災害警報が解除された後においては、翌日からの業務を滞りなく行うための点検・清掃を行うこととする。これらは平日・休日の区別を問わない。

(4) 動員方法

ア 表 2-3-1 に示すとおり、自動配備の場合は職員自ら役場に登庁しなければならない。

イ 必要に応じ、班長が各班員に登庁の連絡を電話及び防災行政無線を利用して行う。

ウ 当番班については、各班長があらかじめ職員に伝えておくとともに、総務課長に配備要員名簿(連絡先含む)を提出しておくこととする。異動等により配備要員が変更になった場合は、その都度新たな配備要員名簿を提出する事とする。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて村民に提供する。なお、震度6以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

沖縄気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄県本島中南部	中頭郡[読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町]

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市区町村の防災無線等を通して村民に伝達する。

2 地震情報の種類とその内容

気象庁は、次の地震情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 190 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。(大津波警報、津波警報または津波注意報をお発表した場合は発表しない)
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
------------	---	---

[地震活動に関する解説情報等]

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

[地震解説資料]

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

[管内地震活動図及び週間地震概況]

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

●気象庁震度階級関連解説表について

■震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

3. 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。またそれぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7強	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし・構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [*] 。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
高速道路等の規制	震度4程度以上の揺れがあった場合には、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で・ガス・水道・電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート構造物に比べ地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の損壊	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3 津波警報の種類とその内容

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波がおよび浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上

昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを1段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1)津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(7) 波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(4) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(7) 津波観測に関する情報

津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※ 近地の地震津波に対する自衛措置

気象庁及び沖縄気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震(震度4程度以上)を

感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し、海岸から避難するよう勧告・指示するものとする。

あわせて、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒態勢をとるものとする。

4 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

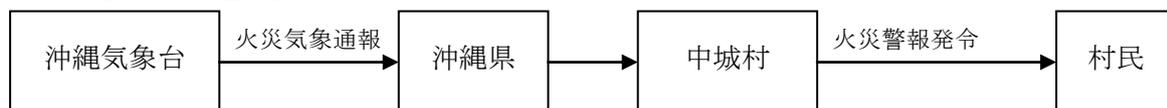
村長は消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときこれを発する。

- ① 本村における火災警報発令基準は以下のとおりとする。
- ② 実効湿度が 60%以下であって、最小湿度が 40%以下となり、最大風速が 7m/s 以上の見込みのとき
- ③ 平均風速 10m/s 以上の風が一時間以上連続して吹く見込みのとき

(2) 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

火災警報の伝達系統図



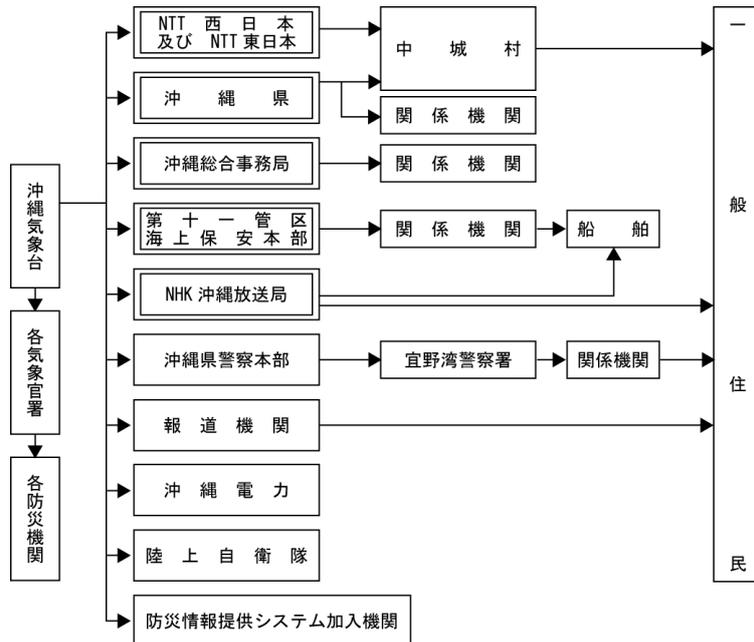


図 2-6-1a 気象警報等の伝達系統図

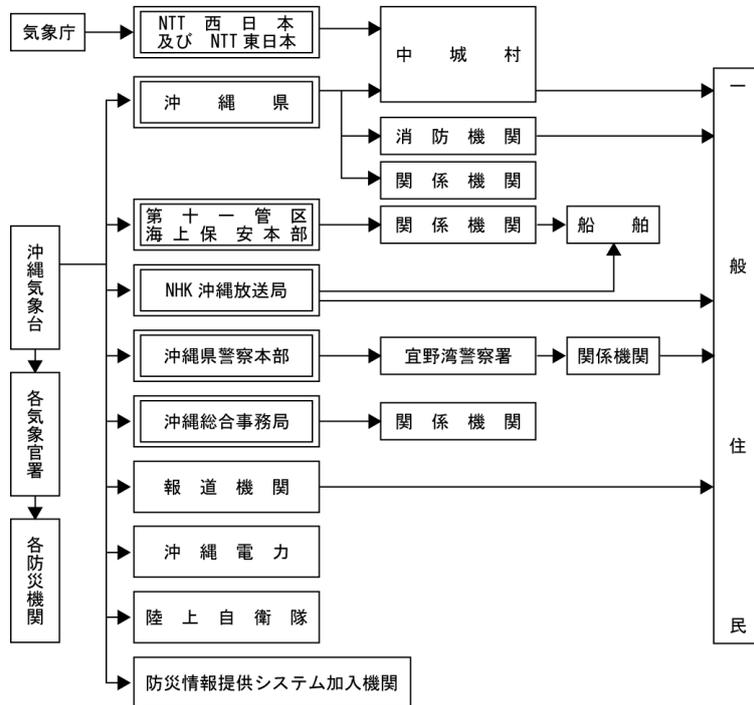


図 2-6-1b 津波警報等の伝達系統図

※二重枠線の機関は、気象業務法第 15 条による伝達機関、細枠の機関は、その他の連絡機関(以下、伝達系統は同様とする)

5 警報等の伝達方法

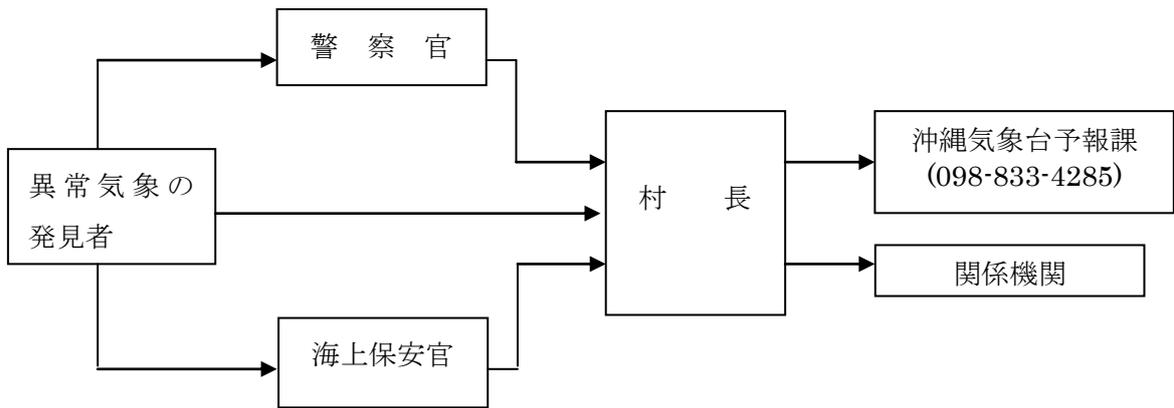
- (1) 関係機関から通報される警報等は、総務対策班長において受理し、迅速、確実な収集を行うものとする。
- (2) (1)により通知を受けた総務対策班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認める
とき、直ちに村長(本部長)に報告するものとする。
- (3) 村から村民に伝達する場合、次の事項について文書をもって記録するものとする。
 - ア 警報等又は災害の種類
 - イ 発表又は発生の日時
 - ウ 警報等又は災害の内容
 - エ 送話者及び受話者職氏名
 - オ その他必要な事項
- (4) なお、防災関係機関及び各事業所等は、気象警報についてラジオ等を常備して積極的に収集するものとする。

6 異常現象発見時の処置

気象、水象、地象に関し、災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災害の発生を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次のとおり通報しなければならない。

- (1) 発見者の通報
異常現象を発見した者は、直ちに村又は警察署若しくは海上保安署等に通報するものとする。
- (2) 警察署、海上保安署等の通報
通報を受けた警察署又は海上保安署等は、直ちに村及び上部機関に通報するものとする。
- (3) 村長の通報
(1)(2)により通報を受けた村長は、直ちに沖縄気象台及び関係機関に通報するとともに、村民に対し周知徹底を図るものとする。
- (4) 通報を要する異常現象
 - ア 気象関係 強い突風、竜巻、激しい雷雨等著しく異常な現象
 - イ 水象関係 異常な潮位、波浪
 - ウ 地震関係 数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震地割れ、亀裂、落石等

(5) 通報系統図



7 夜間・休日等における職員の動員・参集

沖縄気象台より、非常体制(配備基準)の災害情報を受理した担当職員は、直ちに総務対策班長へ連絡する。

第3節 災害通信計画

この計画は災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して、通信体制の万全を図るものとする。

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるように相互に協力するものとする。

2 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告及び災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが概ね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。

ただし、固有の通信施設を持っている機関については、利用方法等必要な手続きを協定で定めて、災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 普通電話による通信

一時的には、加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、施設の被害その他により、その利用方法が制限される場合は「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによるものとする。

イ 非常電話の利用方法

災害時における非常電話を優先利用するため、平常時より最寄りの電話取扱局と調整し「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。また、非常電話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

ウ 非常電報による通信

災害のため、特に緊急を要する電報は非常電報の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。非常時電報を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書きし非常である旨を告げて頼信するものとする。

電話により非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報局に申告の上、申し込むものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合又は緊急通信にその必要がある場合は、次に掲げる専用通信設備の利用を図るものとする。利用にあたっては、あらか

じめ協議して定めた手続きによるものとする。

ア 村防災行政無線による通信

村防災行政無線による非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行うものとする。

イ 消防無線施設による通信

中城北中城消防本部の無線施設を利用し、通信相手機関を管轄する消防本部を通じて通信連絡する。通信施設は「地震・津波編—第2章—第3節—5」の表に示すとおりである。

ウ 警察通信設備

沖縄県警察本部の警察有線・無線電話を利用して通信相手を管轄する各署、交番等を経て通信連絡する。

エ その他非常通信の利用

その他の非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、村の専用通信設備が利用できないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することが出来ない時に、非常通信設備を利用して通信連絡する。

※県防災行政無線網(通常通信ルート)が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡するものとし、平素から関係機関との意志疎通に努めるものとする。

非常通信ルート	非常通信受付機関	電話番号
中城村→宜野湾警察署→県警察本部→県庁	宜野湾警察署	898-0110

(3) 通信設備優先利用の協定

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

災害に関する通知、要請、伝達又は警報等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県(広報班)に放送の要請を依頼するものとする。ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県(広報班)にその旨連絡するものとする。

ア 親局設備(J-ALERT 含む)

局名	区分	免許番号	設置場所
中城村役場	親局(固定局)	沖 第 3105 号	中城村当間 176

イ 遠隔制御局

局名	区分	免許番号	設置場所
中城北中城消防本部	遠隔制御局		北中城村字大城 404

ウ 屋外子局

管理番号	局名	アナログ局 デジタル局	免許番号	設置場所
1	伊 集	デジタル局	沖第 3106 号	中城村字伊集 45(公)
2	和宇慶	デジタル局	沖第 3107 号	中城村字和宇慶 781(公)
3	南 浜	デジタル局	沖第 3108 号	中城村字南浜 10(公)
4	北 浜	デジタル局	沖第 3109 号	中城村字北浜 98(公)
5	津 覇	デジタル局	沖第 3110 号	中城村字津覇 516-1
6	奥 間	デジタル局	沖第 3111 号	中城村字奥間 24(公)
7	浜	デジタル局	沖第 3112 号	中城村字奥間 873-2(公)
8	安里第 1	デジタル局	沖第 3113 号	中城村字安里 343(公)
9	安里第 2	デジタル局	沖第 3114 号	中城村字安里 190
10	当 間	デジタル局	沖第 3115 号	中城村字当間 944-1
11	屋 宜	アナログ局	沖第 3116 号	中城村字屋宜 278
12	添 石	アナログ局	沖第 3117 号	中城村字添石 231(公)
13	伊舎堂	デジタル局	沖第 3118 号	中城村字伊舎堂 456(公)
14	泊	デジタル局	沖第 3119 号	中城村字泊 371(公)
15	久場第 1	デジタル局	沖第 3120 号	中城村字久場 487
16	久場第 2	デジタル局	沖第 3121 号	中城村字久場 1829-2
17	登又第 1	アナログ局	沖第 3122 号	中城村字登又 1134
18	登又第 2	アナログ局	沖第 3123 号	中城村字登又 324
19	新 垣	デジタル局	沖第 3124 号	中城村字新垣 128-1
20	北上原第 1	デジタル局	沖第 3125 号	中城村字北上原 309-1(公)
21	北上原第 2	デジタル局	沖第 3126 号	中城村字北上原 597-1
22	南上原第 1	アナログ局	沖第 3127 号	中城村字南上原 276-4
23	南上原第 2	デジタル局	沖第 3128 号	中城村字南上原 1119-1

24	当間第 2	デジタル局	沖固第 2057 号	中城村字当間 176(役場庁舎内)
25	中城団地	アナログ局	沖第 3519 号	中城村字津覇 1336
26	サニルス [®] タウン	デジタル局	沖第 3520 号	中城村字新垣 1607-2
27	北上原第 3	デジタル局	沖固第 641 号	中城村字北上原 985-1
28	屋宜第 2	アナログ局	沖固第 819 号	中城村字屋宜 215-2
29	久場第 3	デジタル局	沖固第 1380 号	中城村字久場 248(公)
30	南上原第 3	アナログ局	沖固第 1821 号	中城村字南上原 329-1(公)
31	南上原第 4	アナログ局	沖固第 1822 号	中城村字南上原 36-1
32	伊舎堂第 2	アナログ局	沖固第 1823 号	中城村字伊舎堂 284-66
33	和宇慶第 2	アナログ局	沖固第 1944 号	中城村字和宇慶 781-59
34	和宇慶第 3	アナログ局	沖固第 1945 号	中城村字和宇慶 284
35	サニルス [®] タウン 第 2	アナログ局	沖固第 1946 号	中城村字登又 89
36	南上原第 5	アナログ局	沖固第 1947 号	中城村字南上原 481
37	久場第 4	アナログ局	沖固第 1963 号	中城村字久場 113
38	新垣第 2	デジタル局	沖固第 2058 号	中城村字新垣 1816-2
39	伊舎堂第 3	デジタル局	沖固第 2059 号	中城村字伊舎堂 1160-3
40	泊第 2	デジタル局	沖固第 2060 号	中城村字泊 1075-1
41	津覇第 2	デジタル局	沖固第 2061 号	中城村字津覇 1175-1
42	奥間第 2	デジタル局	沖固第 2062 号	中城村字奥間 598-2
43	南上原第 6	デジタル局	沖固第 2063 号	中城村字南上原 112
44	添石第 2	デジタル局	沖固第 2064 号	中城村字添石 356-3
45	新垣第 3	デジタル局	沖固第 2065 号	中城村字新垣 324-3
46	南上原第 7	デジタル局	沖固第 2066 号	中城村字南上原 855-1
47	新垣第 4	デジタル局	沖固第 2067 号	中城村字新垣 503-1
48	北上原第 4	デジタル局	沖固第 2068 号	中城村字北上原 293-1

エ 有線子局

管理番号	局名	区分	免許番号	設置場所
1	泊	有線子局		中城村字泊 69
2	津覇	有線子局		中城村字津覇 379
3	登又	有線子局		中城村字登又 310

通 信 施 設

中城北中城消防本部

名 称		種 別	形 式	周 波 数	空中線電力	備 考
消防中北	第1装置	基地局	F3	152.77MHz	10W	
〃	第2装置	〃	〃	152.07MHz	〃	全国共通波
〃	1号	〃	〃	〃	〃	指令車
〃	2号	〃	〃	〃	〃	広報車
〃	3号	〃	〃	〃	〃	積載車
〃	5号	〃	〃	〃	〃	ポンプ車
〃	6号	〃	〃	〃	〃	消防団指揮広報車
〃	7号	〃	〃	〃	〃	資器材搬送車
〃	8号	〃	〃	〃	〃	救急車(高規格)
〃	9号	〃	〃	〃	〃	化学車
〃	10号	〃	〃	〃	〃	救助工作車
〃	11号	〃	〃	〃	〃	救急車(高規格)
〃	12号	〃	〃	〃	〃	ポンプ車
〃	13号	〃	〃	〃	〃	事務連絡車
〃	14号	〃	〃	〃	〃	救急車(高規格)
〃	16号	〃	〃	〃	〃	小型動力ポンプ付水槽車
〃	17号	〃	〃	〃	〃	ポンプ車
〃	101号	〃	〃	〃	5W	携帯無線用
〃	102号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	103号	〃	〃	〃	1W	〃
〃	104号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	105号	〃	〃	〃	5W	〃
〃	106号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	107号	〃	〃	〃	1W	〃
〃	108号	〃	〃	〃	5W	〃
〃	109号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	110号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	111号	〃	〃	〃	1W	〃
〃	112号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	113号	〃	〃	〃	5W	〃
〃	114号	〃	〃	〃	1W	〃
〃	115号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	116号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	117号	〃	〃	〃	5W	〃
〃	118号	〃	〃	〃	〃	〃

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、関係機関等の協力を得て、本村の地域にかかる災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告するためのものとする。

1 災害状況等の収集報告

災害に伴う災害情報、被害状況の収集及び報告については、法令等に特別の定めがある場合のほか、この計画に定めるところによる。したがって、各対策班長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握、被害状況が確定するまで、随時災害対策本部に報告するものとする。

なお、これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

2 報告の種類

災害発生の時間的経過に伴い、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告の3段階及び災害年報に区分する。報告は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等により行うものとするが、最終報告及び特に指示されたものについては文書により報告するものとする。

災害概況即報(発生報告)	災害が発生したとき、直ちに概況を報告する。
被害状況即報(中間報告)	被害状況等の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間随時その状況を報告する。
災害確定報告(決定報告)	災害応急対策の措置が終了しその被害が確定したとき報告する。

(1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合(たとえば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)に災害即報様式第1号に基づく内容を県(防災危機管理課)へ沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

(2) 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、県地方本部等を経て県災害対策本部総括情報班(防災危機管理課)に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合においては、総務省消防庁へ報告するものとする。

(3) 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第 1 号に基づく内容について地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班(防災危機管理課)に報告する。

(4) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害の被害状況について翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを災害報告様式第 2 号に基づき 4 月 15 日までに県(防災危機管理課)に報告する。

3 災害概況即報の調査

(1) 概況調査方法

大規模な災害が発生した場合、参集途中の職員による情報収集、自治会長及び関係機関等から下表の災害情報を収集し、情報源、地域別、被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

●災害情報

災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象等情報
被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
避難状況	避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の場所
通信網の確保状況等に関する情報	村関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災通信無線施設の被災・稼働状況等
道路等交通情報	国道・県道・村道の被災状況、通行不可能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
対策情報	消防活動状況、避難所(開設、食料、生活必需品供給情報)、障害物除去状況、応援対策のための物資、資材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
その他の情報	大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

(2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を別紙様式(概況調査票)に記入の上、総務対策班長へ報告するものとする。ただし、火災や人命に係る場合は、口頭により直接消防本部及び総務対策班長へ連絡し、事後速やかに概況調査票を提出する。

また、被害の全体を把握するため、特に被害が見受けられなかった場合も、被害なしとして報告するものとする。

総務対策班は、各職員より収集した情報(概況調査事項等)を直ちに災害概況即報として災害即報様式1号にて県へ報告する、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

(3) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により、効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白空間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。

従って、参集途中の職員による情報の収集や、公共施設の屋上からの被害調査、情報がない地域へ職員を派遣するなど積極的に情報を収集し、素早く全体の被害状況を推定するものとする。

4 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

概 況 調 査 票 整理番号

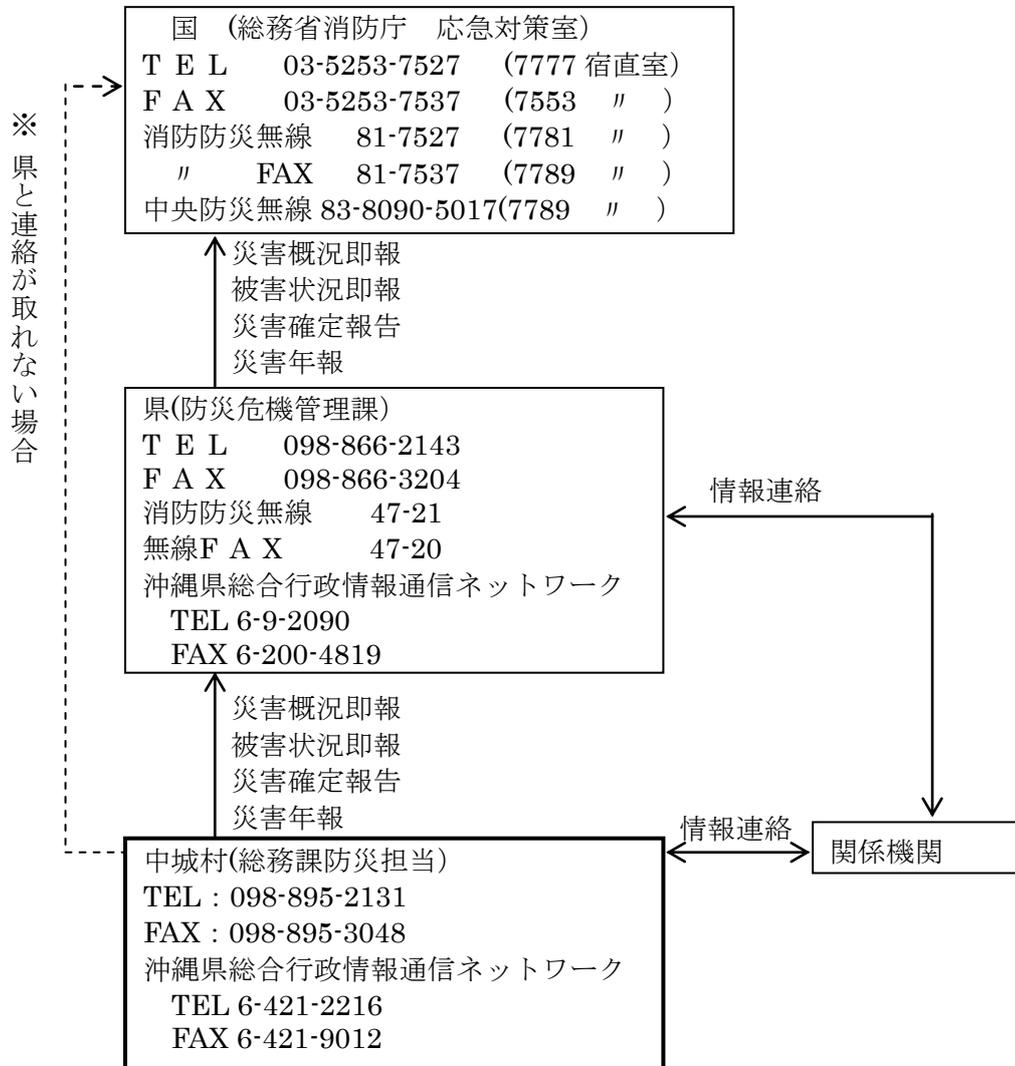
(参集後に各自で記入すること)

報告日時	年	月	日	時
	分			
所属名				
報告者名				

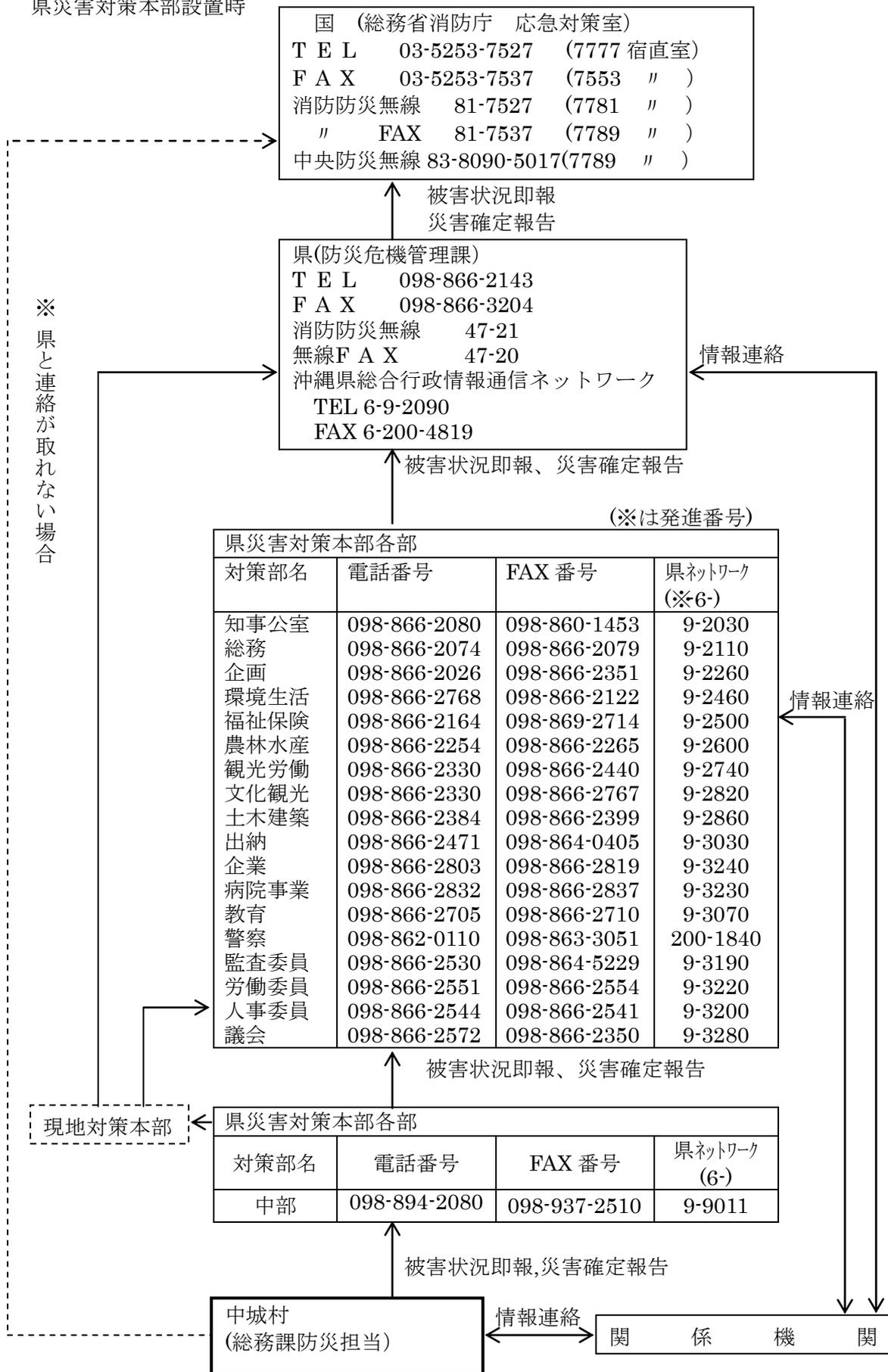
災害 の 概 況	災害種別	地震・水害・火災・その他	発生日時	年	月	日	時	分	
	1. 自宅付近の状況(あなたの住所等も記入すること) :								
	2. 地区ごとの被害の有無		道路 ・ 施設 ・ 建物 ・ その他						
	(具体的内容・被害がない場合も記入すること) :								
	3. 救助者の有無			有 ・ 無					
	(具体的内容) :								
4. 火災の発生状況			有 ・ 無						
(具体的内容) :									
5. その他気付いたこと :									
地図・略図									

○災害情報連絡系統図

県災害対策本部未設置時



県災害対策本部設置時



被害概況即報

災害即報様式第1号

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死 傷 人	不明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
* 住家については、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。						
被害集中地域 …						
応急対策の状況						

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名()

被害施設名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注)この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
 注)「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁道、漁港等の名称を記入する。

林 産 物 被 害

1. 林産物等被害 市町村名()

林産物等名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注)「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 注)「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

蓄産被害

市町村名()

1. 家畜等

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注)「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

水産被害

市町村名()

1. 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被害金額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備 考
			千円	

注)漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 注)施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名()

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

注)「被害数量」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

〈 災害即報様式 1 号の記入要領 〉

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、村民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

〈 災害即報様式 2 号の記入要領 〉

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合において設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要求した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被害者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	火災の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

別表 3

被害状況判定基準

災害により、災害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住 家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟 数	建造物の単位で1つの建築物をいう。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で協同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が著しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	

被害区分		判 定 基 準
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田 畑 の 被 害	田の流失 埋 没	田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため工作が不能になったものとする。
	畑の冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
そ の 他 の 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	院療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連絡するための河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖 崩 れ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。	

被害区分		判定基準
その他の被害	被害船舶	櫓、櫂のみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水する戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者数	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
その他の被害	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第5節 災害広報計画

この計画は、村民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものとする。

1 実施責任者

村長は、村内における災害情報、被害状況、その他の災害に関する広報を行う。担当者は総務対策班及び企画対策班とする。

また、県、本村及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、県及び村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、村民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施要綱

(1) 各班の広報

各班において、広報を必要とする事項が生じたときは、原則として総務対策班長に文書でもって通知するものとする。

(2) 広報広聴係

総務対策班は企画対策班との共同体制に基づき、各班が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、すみやかに村民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3 村民に対する広報の方法

(1) 収集した災害情報及び応急対策等村民に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ次の方法により行う。

- ア 報道機関の協力により行う広報
- イ 防災行政無線、インターネット、広報車等により行う広報
- ウ 電話、口頭等による個別通知
- エ 写真、ポスター等の提示による広報

(2) 村民からの問い合わせに対する対応

- ア 来庁者に対する広報窓口の設置
- イ 広報車を現地へ派遣し、必要な事項の広報活動を行う
- ウ 専用電話、インターネット等を活用し、広報活動を行う

(3) 要配慮者に対する対応

- ア テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う

イ 手話及び外国語通訳を介し、広報活動を行う

4 報道機関に対する情報等の発表の方法

- (1) 報道機関に対する情報等の発表の方法は、企画対策班において行うものとする。
- (2) 情報等の発表に際しては、広報内容(日時、場所、目的等)を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。また、報道機関との連携が重要であるため報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

5 広報の内容

広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 気象情報及び予警報等
- (2) 災害応急対策状況(交通情報、食糧、生活物資、ライフラインの復旧見込み等)
- (3) 不要不急の電話の自粛
- (4) 被災者の安否
- (5) 空き病院の情報
- (6) 二次災害防止のためにとるべき措置
- (7) その他必要と認める事項

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

1 実施責任者

自衛隊に対する派遣要請は、村長が県知事を通じて行う。担当は総務対策班とする。

(1) 災害派遣を要請することができる者(以下「要請者」という。)

- ア 知事・・・・・・・・・・主として陸上災害
- イ 第十一管区海上保安本部長・・・・・・・・主として海上災害
- ウ 那覇空港事務局所長・・・・・・・・主として航空機遭難

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者(以下「派遣命令者」という。)

- ア 陸上自衛隊第15旅団長
- イ 海上自衛隊第5航空群司令
- ウ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
- エ 航空自衛隊南西航空混成団司令

2 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

3 知事への派遣要請等

(1) 知事への派遣要請

村長は、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事(防災危機管理課)に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

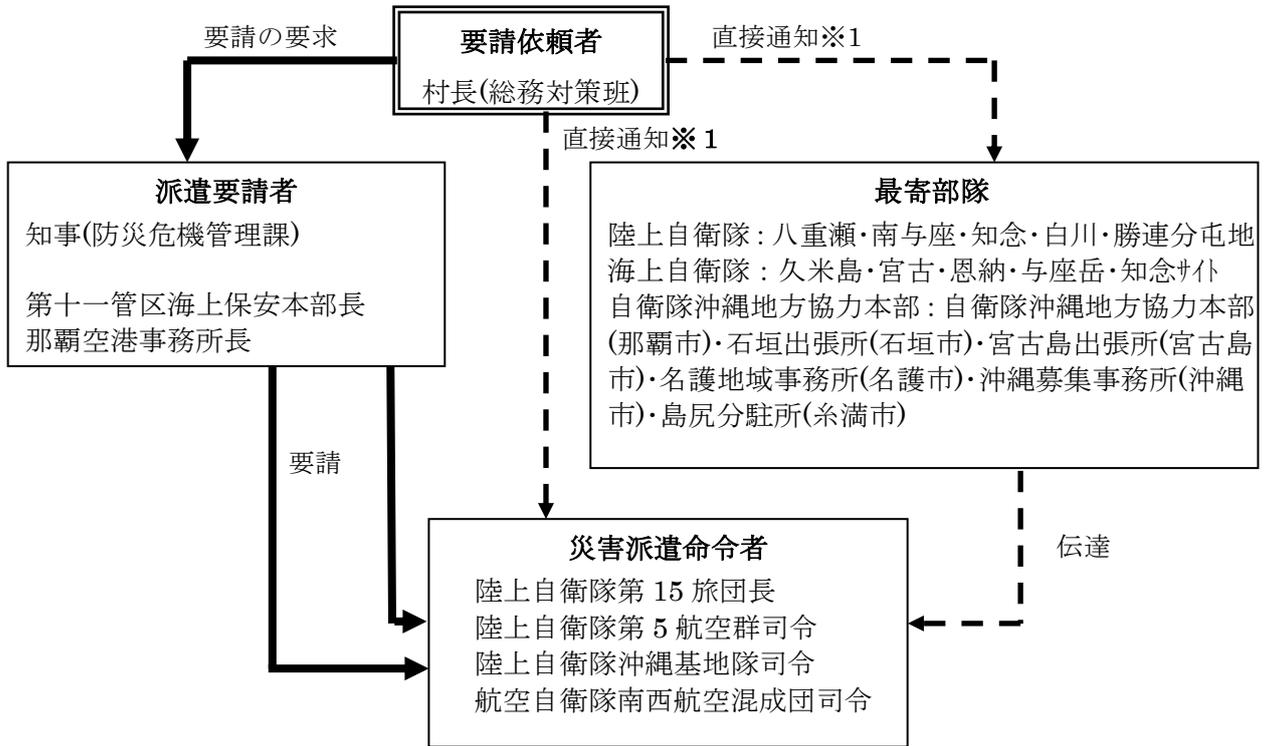
(2) 防衛大臣等への通知

村長は(1)の要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができる。

なお、村長は通知を行った場合は、速やかにその旨を知事(防災危機管理課)に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定するものは、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

自衛隊の災害派遣要請系統図



※1 県知事等へ要請を要求できない場合

災害派遣命令者の所在地等

	宛先	所在地	実務担当(昼間)		実務担当(夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276 ~279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政ネットワーク 6-522-0123	団本部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政ネットワーク 6-522-0123
海上自衛隊	第5航空軍司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備課	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

急患空輸等の要請者及び要請先(電話：災害時に同じ)

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
船舶急患空輸及び海難捜索	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南西混団	海上自衛隊第5空群
海上捜索		海上自衛隊第5空群	海上自衛隊沖基
		海上自衛隊沖基	航空自衛隊南西混団

4 要請の内容

災害派遣を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項(連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無)

5 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難期間等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- (1) 被災状況の把握(偵察行動)
- (2) 避難の援助(避難者の誘導、輸送)
- (3) 避難者等の捜索、救助
- (4) 水防活動(土のう作成、運搬、積み込み)
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開(損壊、障害物の啓開、除去)
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送(救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送)
- (9) 炊飯及び給水支援
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与(総理府令第1号(昭和33年1月1日付)による)
- (11) 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去)
- (12) その他(自衛隊の能力で対処可能なもの)

6 村の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようにこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、村及び県当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、出来る限り村において準備するものとする。

7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはない場合(自衛隊法第94条)

- ・避難命令等(警察官職務執行法第4条第1項)
- ・土地、建物等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- ・緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令(災害対策基本法第76条の3第3項)(所管警察署長への通知)

イ 村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にはない場合

- ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令(災害対策基本法第63条第3項)(村長への通知)
- ・他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等(災害対策基本法第64条第3項)
- ・村民等を応急措置の業務に従事させること(災害対策基本法第65条第3項)(村長への通知)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分(法第64条第8項において準用する同条第1項により通常生ずべき損失)

イ 自衛官の従事命令(法第65条第3項において準用する同条第1項)により応急措置の業務に従事した者に対する損害

8 ヘリポートの準備

(1) ヘリポートの確保について

村は、災害時のヘリポートとして指定できるよう利用可能なスペースの確保に努める。

(2) 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、**H** 記号を風と平行方向に向けて表示(石灰等)するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

イ 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。

エ ヘリポート付近の村民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

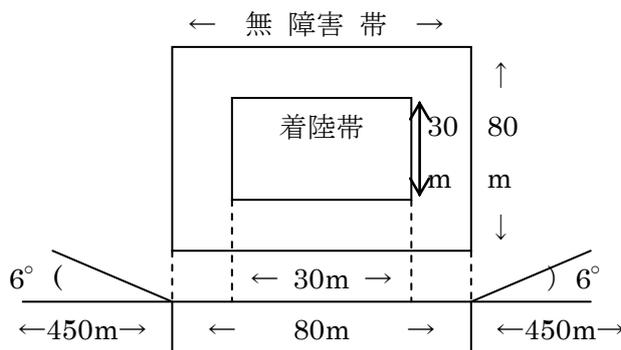
オ 物資を掲載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

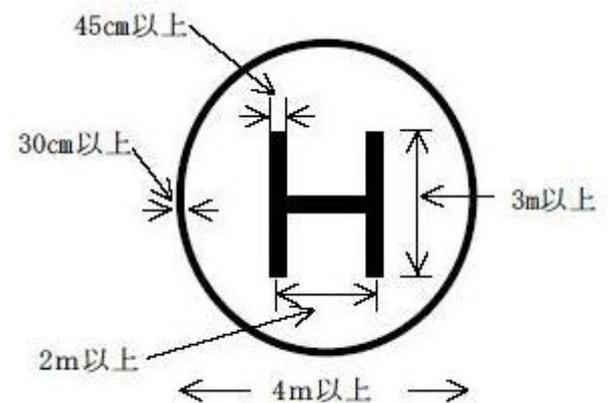
キ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

(1) ヘリポートの設置基準

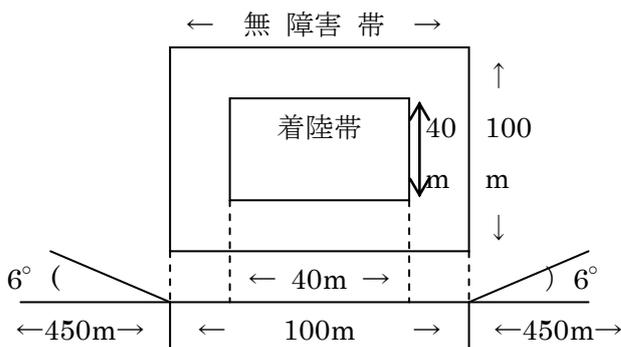
ア 中型機(UH-60JA)の場合



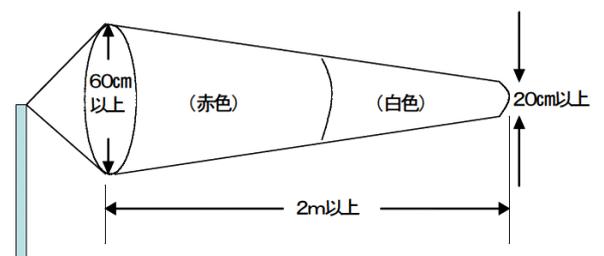
ウ ヘリポートの表示基準



イ 大型機(V-107、CH-47J)の場合



エ 吹き流しの掲揚基準



9 派遣部隊との連絡調整

自衛隊は、災害発生が予想される場合は直ちに要請に応じられるよう、村又は県へ連絡幹部を派遣し、県又は村との調整・連絡にあたる。

災害の発生が予想される場合、県又は村は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

10 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合において派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

例えば

ア 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)から(3)までに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

11 経費の負担区分

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、村及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

- ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - イ 関係公共団体等の宿泊施設に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

中城村長

印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

みだしのことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他事項

第7節 広域応援要請計画

この計画は、大規模災害発生時において村単独では十分な応急措置が実施できないことが予想されるため、県、隣接する市町村又は指定地方行政機関の職員の応援により災害応急活動の万全を図るものである。

1 実施責任者

この計画による要請は、村長が行う。担当は総務対策班とする。

2 派遣要請方法

ア 隣接市町村の応援要請

村長は、本村の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、隣接する他の市町村長に対し職員等の応援を求めるものとする。

イ 指定地方行政機関の職員等

村長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。

- (7) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職種別人員数
- (ウ) 派遣を要請する期間
- (エ) 派遣される職員の給与、その他の職務条件
- (オ) その他職員等の派遣について必要な事項

ウ 知事への職員派遣あっせん要請

村長は、知事に対し県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、イの事項を明示してあっせんを求めるものとする。

第 8 節 避難計画

第 1 款 避難の原則

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある村民等を安全な場所に避難させるための計画は、次によるものとする。

1 実施責任者

適切な避難勧告等の発令により、村民の迅速・円滑な避難を実施することは、村長の責務である。ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び収容所への収容、保護は次の者が行うものとする。なお、これらの責任者は、相互に緊密な連携を保ち村民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努める。

また、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(1) 避難の勧告 = 居住者等に自主的な避難を促す。

実施責任者	災害の種類	根 拠 法	備 考
村 長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
知 事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	村長ができない場合に代行

(2) 避難の指示 = 危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。

実施責任者	災害の種類	根 拠 法	備 考
村 長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
知 事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	村長ができない場合に代行
警 察 官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条	村長から要請がある場合又は村長が避難の指示をする いとまのないとき
警 察 官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自 衛 官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にはいないとき
知事又は その命を受 けた職員	洪水、高潮 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第 29 条	

(3) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長から要請がある場合又は村長(委任を受けた職員含む)がその場にいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	村長(委任を受けた職員含む)、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	現場での 活動確保	消防法第28条 消防法第36条	
水防管理者	洪水、高潮	水防法第21条	

警戒区域の設定には、強制力があり従わない場合には罰則もある。(従って、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。)設定が考えられる場合として

ア 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合

イ 応急対策上止むを得ない場合

があり、最近では東日本大震災における福島第一原子力発電所事故(原子力発電所から半径20km以内。2011年4月22日指定。2012年4月1日より順次解除)に警戒区域を設定された。

(4) 避難準備(要配慮者避難)情報

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める避難準備(要配慮者避難)情報(以下「避難準備情報」という。)を伝達する必要がある。

特に、要配慮者に対しては、地域ぐるみの協力の下、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(5) 避難所への誘導

避難所への誘導は、避難の勧告・指示、避難準備情報の発表者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は、村長が行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の委任に基づき村長が行うものとする。

2 避難情報等の伝達

(1) 避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定の伝達事項

- ア 発令者
- イ 避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定の理由
- ウ 避難日時、避難先及び避難経路
- エ 避難にあたっての注意事項
 - (ア) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
 - (イ) 会社、工場にあたっては浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガスの保安措置を講じること。
 - (ウ) 避難者は、一人当たり 3 日分の食糧、日用品及び衣類等を携行すること。
 - (エ) 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。

(2) 伝達的手段

- ア 放送による伝達(緊急有線放送による一斉放送)
- イ 防災無線による伝達
- ウ 広報車の呼びかけによる伝達
- エ 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

(3) 避難準備情報、勧告・指示者又は警戒区域設定者の措置

- ア 避難準備情報、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を行った者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

勧告・指示者 警戒区域の設定者	必要措置(関係機関への通知)	備考
村長	村長 → 県知事(防災危機管理課)	災害対策基本法
知事	県知事(防災危機管理課) → 村長	災害対策基本法
	県知事(海岸防災課) → 所轄警察署長	地すべり等防止法
警察官	警察官 → 所轄警察署長 → 村長 → 県知事 (防災危機管理課)	災害対策基本法
	警察官 → 所轄警察署長 → 県警察本部長 → 県知事(防災危機管理課) → 村長	警察官職務執行法
自衛官	自衛官 → 村長 → 県知事(防災危機管理課)	自衛隊法
水防管理者	水防管理者 → 所轄警察署長	水防法

(4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 26 年 9 月)をふまえて、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。

3 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

村及び県は、村長が避難勧告等を発令した際には「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」(平成 17 年 6 月 28 日)に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達することとする。

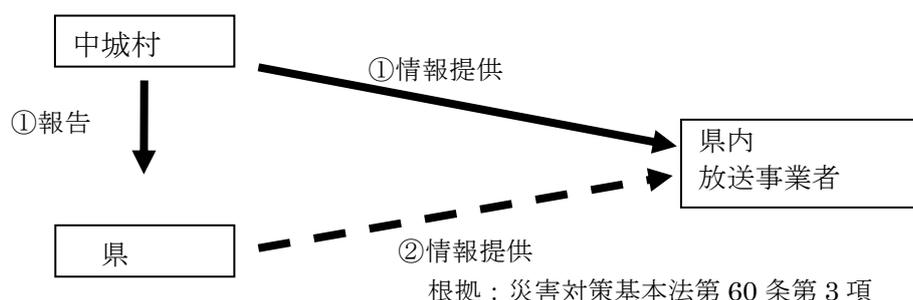
(1) 伝達ルート

ア 原則、村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。

イ 直接、村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。

ウ 県は村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。

エ 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。



(2) 伝達手段

ア 原則として、伝達手段は FAX 及び電話とする。

イ 村は、迅速に FAX 送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者の FAX 番号等を FAX に登録しておき、一斉送信できるようにしておく。

ウ 県は、村から避難勧告等の報告を FAX 及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかに FAX 及び電話により連絡する。

エ 村及び県は、災害時の状況により FAX での伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。

オ 村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAX による情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかに FAX で放送事業者に提供しなければならない。

[通信回線]

- (ア) 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- (イ) 公衆回線
- (ウ) 非常通信ルート

避難勧告等発令情報(市町村用)

市 ・ 町 ・ 村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別(番号を○印で囲む)

① 避難準備情報(根拠：地域防災計画等)

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難勧告(根拠：災害対策基本法第 60 条)

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

③ 避難指示(根拠：災害対策基本法第 60 条)

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2 発令日時 月 日 時 分

3 対象地域等

NO	対象地域(字・区)	世帯数、人数	(フリガナ) 避難場所	避難理由※1 (①～⑦)
1		世帯 人		
2		世帯 人		
3		世帯 人		
4		世帯 人		
5		世帯 人		

※1 避難理由(該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること)

- ①大雨による浸水の危険があるため ②大雨による土砂災害の危険があるため
 ③地震による土砂災害の危険があるため ④地震による家屋崩壊の危険があるため
 ⑤地震による津波発生のおそれがあるため ⑥地震による津波警報が発表されたため
 ⑦その他()

発信者の課・職・氏名 _____

電話(公衆回線) _____ FAX(公衆回線) _____

電話(防災無線※2) _____ FAX(防災無線) _____

※2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

放送による伝達例文

避難準備情報(要配慮者避難)

〇〇のため、〇時〇分に、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)……から避難準備情報が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難勧告

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)……から避難勧告が出されました。直ちに最寄りの指定避難場所に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難指示

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市(町村)……から避難指示が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行って下さい。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市(町村)〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇(字・区)〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

4 避難の誘導

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者(高齢者、幼児、障がい者、病人、妊産婦等)を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は、総務対策班及び消防対策班が中心となつて行うものとする。

ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速を図るものとする。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導にあたっては、混乱を避けるため地域の実情に応じた避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。

エ 避難行動要支援者の避難については、具体的な避難支援計画を整備して実施するものとする。

オ 避難した地域に対しては事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確認するものとする。

5 避難所

(1) 避難所の開設

避難所の設置については、集団的に収容でき、炊出し可能な既存の施設を利用し、その他の被害状況等の条件を考慮して、適切と認めるものを避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 収容の対象者

避難所に収容し得る者は、避難勧告・指示、警戒区域の設定を受けた者及び災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者とする。

(3) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内(災害救助法適用)とする。

(4) 避難場所

地域別の避難予定場所は、あらかじめ指定しておくものとする。なお、災害の種類及び被害状況等により、避難場所を変更し又は新たに設置するものとする。この場合は、その旨村民に周知を図るものとする。

(5) 避難所の不足

被害が激甚のため既存の建物による避難所の利用が困難な場合は、県(県民生活班)と協議し隣接市町村に収容を委託し、あるいは建物又は土地を借り上げて設置するも

のとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

※ 避難所・避難場所の一覧については地震・津波一第2章一第8節一14を参照

6 避難所の運営管理

(1) 避難所の生活

避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める。

(2) 避難者に係る情報の把握

避難所ごとに、収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。

(3) 避難所の環境

ア 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるほか、その運営にあたっては、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

イ 避難所におけるプライバシーの保護等、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるため、行政担当者、施設管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会を組織し、避難所の設置にあたり次の事項について定める。

ア 運営担当者

イ 運営の手順及び留意事項

ウ 住居区域の代表者(班長)及び複数世帯による避難世帯等の代表者

エ 災害弱者のニーズ把握と支援

オ 避難所への部外者の立入り時間(原則午前9時から午後5時まで)

カ その他必要と認める事項

(4) 避難者への情報の伝達

村は、テレビ、ラジオ等の設置のほか、被災情報等について速やかに避難者へ伝達する体制を整えるものとする。

7 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

(1) 学校

村教育委員会又は学校長は、避難勧告・指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、児童生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ次の事項について定め

ておくものとする。

ア 避難実施責任者

イ 避難の順位

ウ 避難先

エ 避難誘導者及び補助者

オ 避難誘導の要領

カ 避難後の処置

キ 事故発生に対する処置

ク その他必要とする事項

(2) 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は避難勧告指示権者の指示に基づき、当該施設の収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

整理番号()

避難者カード

収容避難所		担当職員	
-------	--	------	--

住 所					
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

● 離散家族

氏名	続柄	性別	年齢	入所日	備 考

※ 世帯ごとに作成すること

〈避難場所・避難所の設置基準〉

区分	分類定義	指定・整備	備考
広域避難場所	大地震時に周辺地域から避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。	総面積 10ha 以上の公園、緑地、グラウンド、校庭、公共空地等で、市街地火災からの輻射熱に対して安全な面積が確保できること。 収容人口は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案して、安全な面積に対し 1 人あたり 1 m ² を確保して算定すること。	本村には、総面積 10ha 以上の公園等の敷地がないため、ある程度の面積を有し、市街地火災からの輻射熱に対して安全が確保できる公園等の敷地とする。
一時避難所	広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、団地の広場等をいう。	学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。 一定の地域単位に臨時応急的に集合を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。	
避難路	広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の村民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。	広域避難場所に通じる道路又は緑道であること。 災害時に一部不通となる場合に備え、代替えの避難路にも配慮すること。	
避難所	小規模災害	火災や危険物等による局地的な災害により、家屋等に現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に公民館など既存建物等に収容し保護することである。	避難所の範囲：災害・住宅被害等を受けた者、受けるおそれのある者で、緊急に避難するときを含む。
	大規模災害	地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれがある者を一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護するところである。	
津波災害時の避難場所	緊急避難ビル	津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする。 3 階以上の建物や高台等の高所で、安全な場所を確保する。	既存の建物や場所から高所を確認。
	収容避難場所	津波による災害から避難者を安全に収容し保護するために、必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。	

表 避難所一覧(地震・津波被害想定レベル1の場合)

No	避難場所	住所	管理者
1	老人福祉センター	中城村添石 236	中城村社会福祉協議会
2	吉の浦会館	中城村安里 187	中城村教育委員会
3	中城村民体育館	中城村安里 190	中城村教育委員会
4	村立津覇小学校	中城村津覇 1174	中城村教育委員会
5	村立中城南小学校	中城村南上原 800	中城村教育委員会
6	村立中城小学校	中城村屋宜 239	中城村教育委員会
7	村立北上原分校跡地	中城村北上原 439	中城村教育委員会
8	村立中城中学校	中城村屋宜 741-1	中城村教育委員会
9	伊集構造改善センター	中城村伊集 45	各字自治会長
10	和宇慶構造改善センター	中城村和宇慶 781	各字自治会長
11	南浜集落センター	中城村南浜 10	各字自治会長
12	津覇構造改善センター	中城村津覇 516-1	各字自治会長
13	奥間公民館	中城村奥間 24-2	各字自治会長
14	安里公民館	中城村安里 343	各字自治会長
15	当間区民館	中城村当間 59-2	各字自治会長
16	屋宜公民館	中城村屋宜 282	各字自治会長
17	添石公民館	中城村添石 231	各字自治会長
18	伊舎堂構造改善センター	中城村伊舎堂 113	各字自治会長
19	泊区民館	中城村泊 371	各字自治会長
20	久場地区健康スポーツセンター	中城村久場 241	各字自治会長
21	登又公民館	中城村登又 390	各字自治会長
22	新垣区民館	中城村新垣 201	各字自治会長
23	北上原区公民館	中城村北上原 297-1	各字自治会長
24	南上原公民館	中城村南上原 754-5	各字自治会長

表 避難所一覧(地震・津波被害想定レベル2の場合)

No	避難場所	住所	管理者
1	村立中城南小学校	中城村南上原 800	中城村教育委員会
2	村立北上原分校跡地	中城村北上原 439	中城村教育委員会
3	伊集構造改善センター	中城村伊集 45	各字自治会長
4	登又公民館	中城村登又 390	各字自治会長
5	新垣区民館	中城村新垣 201	各字自治会長
6	北上原区公民館	中城村北上原 297-1	各字自治会長
7	南上原公民館	中城村南上原 754-5	各字自治会長

津波災害時避難経路図（中城村）

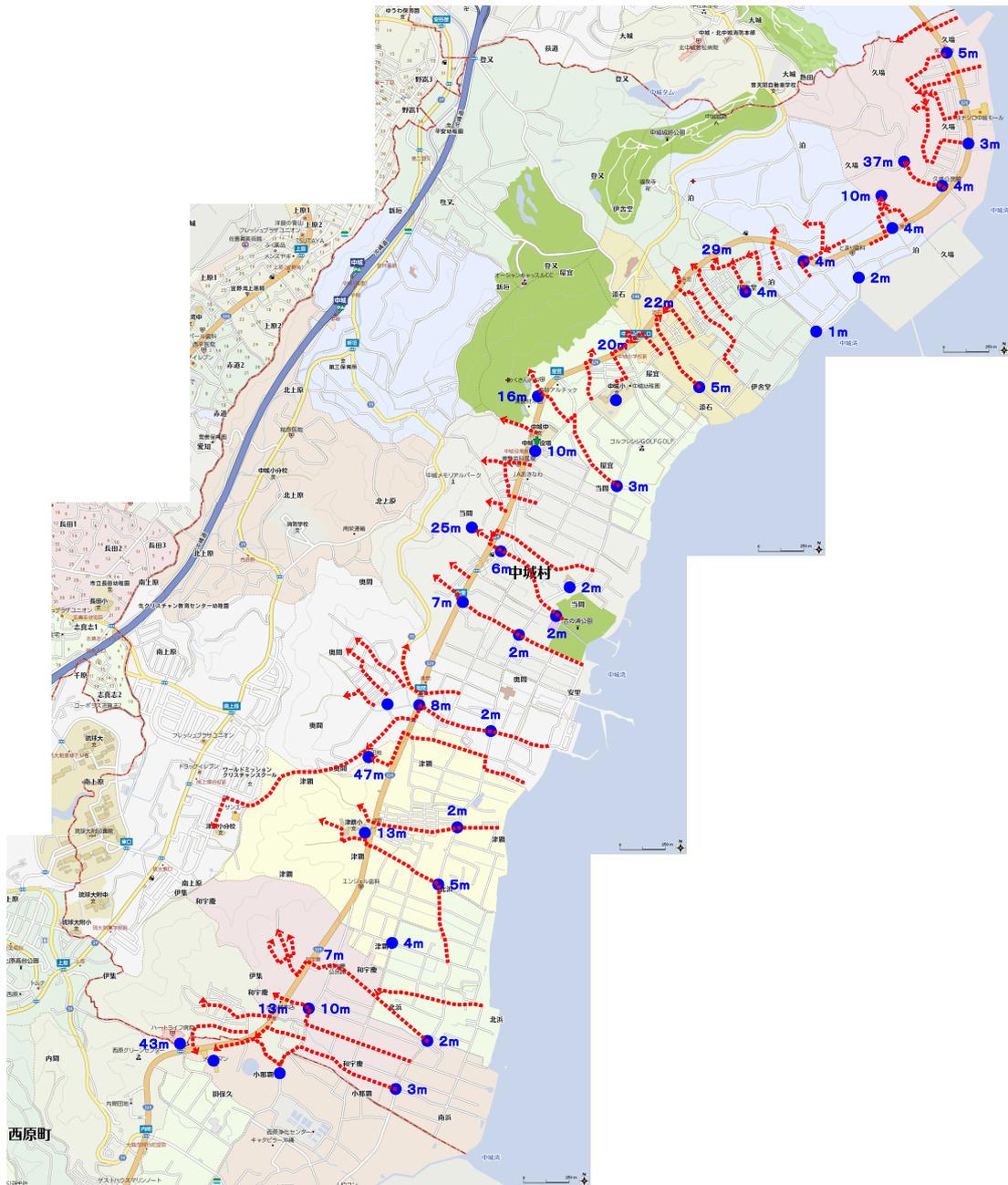


図 中城村における避難経路

第9節 要配慮者対策計画

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の療育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の低い、いわゆる要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

特に、要配慮者のうち災害時における避難の際に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者については近隣での助け合いが重要であり、災害発生前からの取り組みが重要視されている。

このため、村、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行う。

なお、避難行動要支援者の具体的な支援については、別に定める。

1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関・団体・個人について、避難行動要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

村は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、村条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

- (1) 消防機関
- (2) 警察機関
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 自治会(自主防災組織を含む)
- (6) その他避難支援に携わる者で村長が避難支援に関し必要と認める者

3 避難行動要支援者名簿の作成

村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、下表の要件に該当する者について、避難行動要支援者名簿を作成する。

表 対象範囲

類型	備考
要介護者	I.要介護認定を受けている者で、次のいずれかに該当する者 ・要介護状態区分が要介護3以上に該当する方
障がい者	II.身体障害者手帳を交付されており、障がいの程度が1級または2級で、かつ次のいずれかに該当する者 ・視覚障がい者または下肢、体幹若しくは移動機能の障がいでそれぞれ1級または2級の交付をされている者 III.精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている者 IV.療育手帳を交付されており、次のいずれかに該当する者 ・障がいの程度がA以上の方
高齢者	V.高齢者のみの世帯の者（65歳以上）
その他	VI.上記に準じる状態にあると認められる者又は支援を希望しかつ村長の承認を得た者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

村は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報について、次に掲げる事項を記載し又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする事由
- キ その他村長が避難支援に関し必要と認める事項

村は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、村の関係課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(3) 名簿の更新に関する事項

村は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を年1回以上更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(4) 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

村は、避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

4 避難行動要支援者の避難支援

村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した中城村避難行動要支援者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員児童委員等の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

5 避難生活への支援

(1) 避難時の支援

村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

6 外国人への支援

村は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

7 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。

その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等についての理解とともに、災害時等においては避難支援等関係者等は避難行動要支援者を全力で助けようとするが、状況によってはそれが難しい局面があることについて、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で理解を得ておくものとする。

第 10 節 消防計画

1 実施責任者

火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防の実施は村が行う。また、本計画に定めるものの他、中城北中城消防本部における「消防計画」に準ずるものとする。

2 相互応援計画

村内において火災、その他の災害による非常事態が発生した場合は、必要に応じ「沖縄県消防相互応援協定」又は、中城海上保安署、日本道路公団、バドラー基地消防本部等との「消防相互応援協定」等に基づき近隣市町村等に応援を要請するものとする。

3 消防業務の内容

(1) 火災の予防・警戒

多数の者が勤務又は出入する建物の他、防火対象物及び危険物の製造・貯蔵・取扱所等を重点的に、随時予防査察を実施することとし、一般建物等については全国火災予防運動等の実施に努めるものとする。

防火対象物の管理者は、政令に定める防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成し、届出を履行するものとする。

(2) 消防体制・出動の確立

ア 消防署は、常に村内の火災発生に備えて何時でも出動できるように待機の態勢を保つものとする。

イ 火災又はその他の災害が予想される警報が発せられた場合、消防隊編成及び出動計画に基づき出動し、火災防御にあたる。また、非番員等は、上司の指示に従い、必要に応じて現場あるいは消防本部に出勤し勤務に就くものとする。

ウ 消防団員は、定期訓練等を実施し、火災出動、その他の災害発生時に、いつでも出動できる態勢をとることとする。団員の出動は電話連絡等をもって行うものとする。

第 1 1 節 救出計画

1 実施責任者

村をはじめとする救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法

被災者の救出は、村においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して救出に必要な器具を借り上げる等、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 村は、本来の救助機関として救出に当たるものとする。また、村のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求めらるものとする。

(2) 地域住民は可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達

地域に備蓄された救出用資機材を使用するとともに、沖縄県建設業協会と協定を結び救出に必要な重機配備を要請する等の方法により、救出用資機材を調達する。

第 1 2 節 医療及び助産計画

この計画は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し若しくは混乱したため、被災地の地域住民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療及び助産を実施するためのものである。

1 実施責任者

災害のための医療及び助産のみちを失った者に対する医療及び助産は、医療関係機関の協力を得て、村長が行う。担当は、健康保険対策班が行う。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 医療体制

(1) 医療及び助産は健康保険対策班が、災害の規模及び患者の発生状況によって日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会、その他の協力を得て行うものとする。

(2) 医療班の編成は次のとおりとする。

医師 1 人、看護師又は保健師 2 人、事務職員 1 人(必要により運転手 1 人)

(3) 応急救護所・臨時救護所の設置

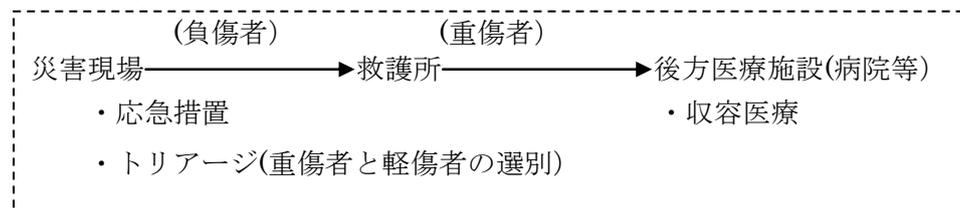
医療班は被災者の収容所その他の適当な地点に応急救護所を設けるとともに、村内及び近隣市町村の病院、診療所等の施設を利用して臨時救護所を設ける。ただし、必要に応じて巡回救護を行う。

(4) 委託医療機関等による医療

医療班による救護ができない者、又は医療班による救護が適当でない者については、国立、国立病院機構及び公立の病院、診療所、村内及び近隣市町村の病院、診療施設における入院治療施設において救護を行う。

(5) 医療救護の流れと体制確立

ア 医療救護の流れ



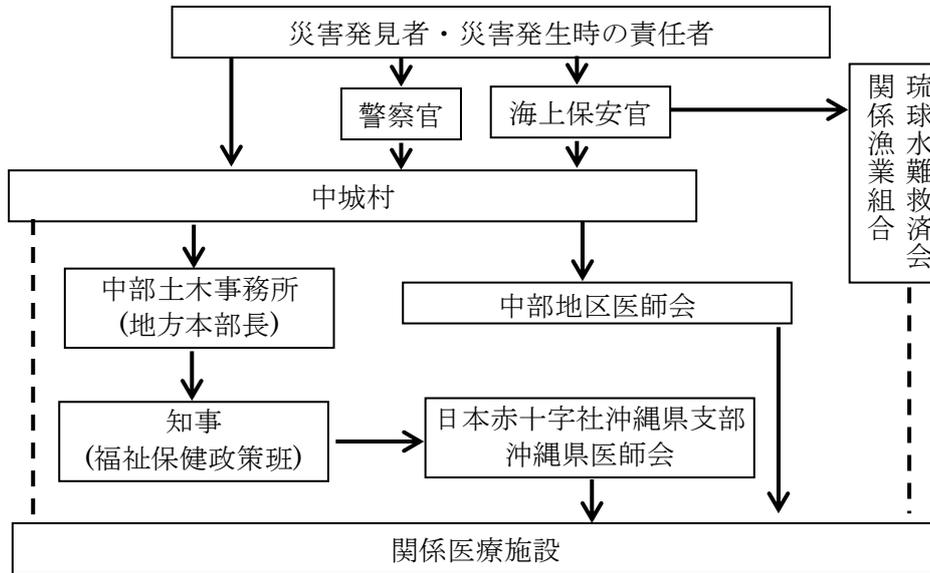
※ 後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等

イ 本村の業務内容

(ア) 現地における応急的医療施設の設置及び管理

- (イ) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- (ロ) 日本赤十字地区長、分区長に対する出動要請
- (エ) 地区医師会に対する出動要請

災害発生時の通報連絡系統



- ※ 通報内容 ①事故等発生(発見)の日時 ②事故等発生(発見)の場所
 ③事故等発生(発見)の状況 ④その他の参考事項

3 助産体制

(1) 医療班等による助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療班が当たるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えないものとする。

また、医療班の編成派遣、構成及び救護所の設置については、医療の場合と同様にする。

(2) 委託助産機関による助産

医療班等による救護ができない者又は医療班等による救護が適当でない者については、国立、国立病院機構及び公立の病院、診療所、助産所、村内及び近隣市町村の産科を有する病院、診療施設において救護を行う。

4 医薬品、衛生材料の確保

医療及び助産施設のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療班の手持品を使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足し、本村において確保が困難な時

は、県(薬務衛生班)に確保、輸送の要請を行う。

5 こころのケア

被災者のこころのケアについて、村及び県は保健所その他に相談窓口を設け、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談職所員等による救護活動を行う。

第 13 節 交通輸送計画

この計画は、災害時における交通の確保並びに被災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送について、交通の危険及び混乱を防止するとともに、安全確保と輸送等を確実に行うものとする。

1 実施責任者

交通規制は、次の区分により実施する。

実施区分	規制種別	規制内容	根拠法
道路管理者	危険箇所	災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。	道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)第 46 条
公安委員会	危険箇所	災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。	道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)第 4 条
	緊急輸送	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。	災害対策基本法 第 76 条
海上保安本部	特定港湾及び危険箇所 災害緊急輸送	1 船舶交通安全のための必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により、特定港内において船舶交通の混雑の生ずるおそれがあるとき又は混雑緩和に必要なとき。 3 海上保安官がその職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。	港則法 (昭和 27 年法律第 174 号)第 37 条 及び 海上保安庁法 (昭和 23 年法律第 28 号)第 18 条

2 規制措置の内容

(1) 危険箇所における規制

村、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障がないよう措置するものとする。

(2) 緊急輸送のための規制

災害が発生した場合において、村長及び警察、消防等防災関係機関が災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他の応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、輸送機関及び県公安委員会は次により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 公安委員会の措置(制限の必要を認めたとき)

(ア) 緊急車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式1による表示及び適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 上記の通行禁止、又は制限を使用とするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

3 規制に係る措置

(1) 交通規制等の禁止・制限の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限(以下「通行禁止等」という。)を行なったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

(2) 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとり、交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間及び理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該管理者に通知するいとまがないときは、

事後において速やかに通知するものとする。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは警察官にあつては村長へ、村長にあつてはその路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知するものとする。

(4) 車両運転者の責務

災害対策基本法第 76 条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 道路区間及び区域に係わる通行禁止がなされた場合

道路区間や区域に係わる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所へ移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 警察官の指示を受けた場合

その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(5) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 自衛官・消防職員による措置命令等

災害による危険発生又は発生するおそれがあると認められるとき、警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(6) 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車

両の移動等を行うものとする。

(7) 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は、本章第 29 節公共土木施設応急対策計画の定めるところとする。

4 緊急輸送

(1) 緊急輸送の実施責任者

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は村長が行う。ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

ア 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合

イ 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

(2) 緊急輸送の対象

優先段階	対象内容
第 1 段階	1 救助、救急、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員、物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階	1 第 1 段階の継続 2 生命維持に必要な物資(食糧・水等) 3 傷病者、被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第 3 段階	1 第 2 段階の継続 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

(4) 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、適当な方法によるものとする。

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を構ずるものとする。

ア 道路輸送

(ア) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者確保の順位

- a 応急対策を実施する機関に属する車両等
- b 公的団体に属する車両
- c 営業用の車両等
- d 自家用の車両

(イ) 緊急通行車両の事前届出

a 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、本村において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会へ提出し、届出済証の交付を受けるものとする。県公安委員会は、緊急通行車両に係わる業務実施の責任を有し、緊急通行車両の事前届出整理簿の登載を行う。

b 緊急通行車両の標章及び証明証

緊急通行車両の使用者は、知事又は県公安委員会より標章及び証明証の公布を受け、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

c 標章の掲示

緊急通行車両の交付を受けた車両は、当該車両の前面の見やすい箇所に標章を掲示するものとする。

〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉

様式1 車両通行止

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線および区分線の太さは、1cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法を2倍まで拡大し、または、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



様式2 緊急通行車両標章

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。



様式3 証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(ウ) 村有車両の確保

災害輸送のための村有車両の確保は、総務対策班において行い、各班長は、車両を必要とするときは、総務対策班長に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

- | |
|------------------|
| ① 輸送日及び輸送区間 |
| ② 輸送対象の人数、品目及び数量 |
| ③ その他必要な事項 |

(エ) 村有車両以外の車両の確保

村有車両のみによっては、災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合は、村長は県及び関係機関に対し、車両の調達を要請する。

(オ) 費用の基準

- a 輸送業者による輸送又は車両の借上げは、通常の実費とする。
- b 官公署その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度の負担とする。

イ 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難、又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 県有船舶による輸送を必要とするときは、県(総括情報班)に対し、次の事項を明らかかにした文書をもって要請するものとする。

- | |
|---------------------|
| ① 災害の状況及び応援を必要とする理由 |
| ② 応援を必要とする期間 |
| ③ 応援を必要とする船舶数 |
| ④ 応急措置事項 |
| ⑤ その他参考となるべき事項 |

(イ) 第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事(総括情報班)に対し要請及び要請後の措置を行う。(本章第 6 節自衛隊災害派遣要請計画による要領に準じる。)

(ウ) 民間船舶による輸送

村長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依

頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(イ) 空中輸送

a 空中輸送の実施及び要請等

災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。また、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請については、本章第6節自衛隊災害派遣要請計画による要領に準じるものとする。

b ヘリポートの整備

空中輸送(緊急患者空輸、物資の空輸等)を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図るものとする。

(ロ) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の強力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

第 1 4 節 公安・治安警備計画

災害時における村民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を目的に対策を図るための治安警備計画は次によるものとする。

1 災害時における警察の任務

警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために村民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、村民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 災害時における警備体制

(1) 警察

警察が行う災害時における警備活動のうち、本村の関係のある事項は、県防災計画及び沖縄県警察災害警備実施要綱によるものとする。

(2) 村長

村長の措置	措置内容
災害応急措置	村長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察署長に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
協力要請	村長が警察官の協力を求める場合は、原則として警察署長に対して行うものとする。
出動要請	村長が警察官の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である警察本部長に要請するものとする。

第 15 節 災害救助法適用計画

この計画は、災害に際して災害救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会的秩序の保全を図るためのものである。

1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、村長は知事が行う救助を補助するものとする。ただし知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令(昭和 25 年政令第 225 号)で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去。

なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、村地域防災計画に定めるところにより村長が実施する。

2 災害救助法の適用基準

本村において、災害救助法が適用される災害程度は、次のいずれかに該当する場合である。

- ア 本村の住家被害世帯数が 50 世帯に達したとき。
- イ 県全域の住家被害世帯数が 1,500 世帯以上でそのうち本村の住家被害世帯数が 25 世帯に達したとき。
- ウ 被害が広域な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- エ 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- (ア) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
 - (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。
- ※ 被害世帯の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一つの世帯とする。また、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失した一つの世帯とみなす。なお、人口は直前の国勢調査の人口とする。

3 救助法の適用手続き

- ア 村長は、村内において災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に報告する。
- イ 災害の事態が急迫し、知事による救助法の実施を持ついとまがない場合、村長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指揮を受けるものとする。

4 災害救助法による災害救助の程度、方法、期間および実費弁償の基準

ア 救助の程度、方法及び期間

イ 実費弁償の方法及び程度

	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当り平均 29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額1戸当り 1,447,000円以内 特別基準 単身者19.8㎡ 982,000円以内 2人世帯23.1㎡ 1,117,000円以内 3人世帯26.4㎡ 1,250,000円以内 4人世帯29.7㎡ 1,385,000円以内 5人世帯33.0㎡ 1,516,000円以内	災害発生のおときから 20日以内着工 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2 供与期間最高2年以内 3 県外からの運送費は別枠とする。
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 100人 1日当り 30,000円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算	災害発生の日から 7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物等の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 一人1日当り 1,010円以内 2 被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合3日分支給可（大人、小人の区別なし）	災害発生の日から 7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上

	対象	費用の限度額	期間	備考
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医薬器具破損の実費 2 病院又は診療所 社会保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 ただし、厚生大臣の承認により期間延長あり	妊産婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「遺体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 525,000円以内	災害発生の日から1か月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。

被服寝具その他生活必需品の給与または貸与 費用の限度額

単位：円 区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
全壊・全焼	夏	17,300	22,200	32,800	39,200	39,800	7,200
	冬	28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400
流失	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
	冬	9,000	11,900	17,000	20,100	25,300	3,300

	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（もう学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,100円 中学校生徒1人当たり 4,400円	災害発生の日から（教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 176,000円以内 小人（12歳未満） 140,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定
遺体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）する。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,200円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去することのできない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活支障をきたしている場合	1 世帯当たり 138,500円以内	災害発生の日から 10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び人夫費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域に於ける通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 17,600円以内 薬剤師 12,100円以内 保健師、助産師、 看護師 11,600円以内 土木技術、 建築技術者 17,000円以内 大工、左官、とび職 20,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

第16節 給水計画

この計画は、災害により飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は村長が行う。担当は、上下水道対策班が消防対策班及び協力班の協力を得て行うものとする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 給水方法

(1) 給水は必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限る

(2) 飲料水の供給に関する器具は、すべて衛生的処理をした後に使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な箇所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。

(3) 給水の方法

ア 村の配水池を補給基地とし、その他応急用水として消火栓等より取水する。

イ 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水タンク車等に給水し、公園等に設置する緊急給水基地等に搬送するものとする。

ウ 緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。

エ 被災地への供給は、消防本部の消防車及び村内業者からの借上げ給水タンク車等により搬送して行うものとする。

オ 取水が汚染しているとき、又は汚染のおそれがあるときは水質検査を行い、ろ水器によるろ過及び浄水剤の投入等により、消毒等を行うものとする。

(4) 給水量

被災者に対する所要給水量は1人1日3ℓ程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じ給水量を増加する。

(5) 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を村民に広報するものとする。

3 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

4 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理可能性等を配慮して応急復旧を行い、必要に応じて水道工事指定店の応援を求めるものとする。

5 雑用水の確保

飲み水以外の雑用水の確保について、県と連携し取組みについて推進を行っていくものとする。

第 17 節 食糧供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員に対する食糧の供与のための調達、炊出し及び配給等の迅速確実を期するものである。

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害対策員等に対する食糧の調達及び配給は村長が行う。なお、食糧の調達及び炊出しは教育対策班(学校給食共同調理場職員含む)が行い、配給は福祉対策班及び総務対策班が行う。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 村の食糧確保

(1) 主食(米穀又は乾パン)

主食のうち米穀については、村長は知事(流通政策班)の発行する応急買受許可書により、指定業者手持ちの米穀を調達する。災害用乾パンについては、知事に対し災害用乾パンの買受要請を行い、これに基づき知事が沖縄総合事務局長に売却申請書を提出し調達するものとする。

(2) 副食の調達

副食の調達は、原則として村において行うものとする。ただし、緊急調達の必要がある場合は、県(園芸振興班)及び他の市町村の応援を要請し調達するものとする。

3 炊出し等食品の給与

(1) 支給対象者

炊出し、その他による食品の給与は避難所に収容された者、住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水等のため炊事のできない者、被害を受け一時縁故先等へ避難する必要のある者、旅行者、村内通過者等で特に食糧を得る手段のない者及び災害応急対策活動従事者に対して行う。

(2) 給与の方法

ア 炊出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食糧は、原則として米穀とするが、消費の事情等によって乾パン及び麦製品(乾うどん等)とする。

ウ 炊出しは村長が行うものとする

エ 炊出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は村長が行う。

オ 炊出し施設は可能な限り、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するものとし、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ 炊出し施設を選定にあたっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を得ておくものとする。

キ 炊出しにあたっては、常に食糧品の衛生に留意するものとする。

ク 食糧の提供にあたっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

(3) 給与の種別、品目及び数量

ア 種別

① 炊出し(乳児用のミルクを含む)

② 食品給与(住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食糧品を支給する)

イ 給与品目及び数量

① 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

② 給与数量は1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品(乾うどん等)は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

ウ 費用

炊出し、その他による食品のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費とし、1人1日あたり1,010円以内(災害救助法適用)とする。

エ 期間

炊出し、その他による食糧品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内(災害救助法適用)とする。

4 要配慮者等に配慮した食糧の備蓄

村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食糧の備蓄に努めるものとする。

5 個人備蓄の推進

村は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日分程度、個人において準備しておくよう、村民に対して広報していくものとする。

第 18 節 生活必需品物資の供給計画

この計画は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品等、物資の調達並びに配給に関するものである。

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の調達及び貸与は村長が行う。なお、物資の調達及び貸与は総務対策班、配給は福祉対策班が担当する。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 物資の調達

物資の調達については、あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努めるほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達するものとする。必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

3 物資の給与又は貸与

(1) 対象者(災害救助法を基本とする)

ア 災害により住家に被害を受けた者

(住家の被害程度は全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水であって、ただちに日常生活を営むことが困難な者)

イ 船舶の遭難等により被害を受けた者

ウ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者

エ 被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

給与又は貸与する被服、寝具その他生活必需品は、次に掲げる品目の範囲内(災害救助法適用)とする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 炊事用具及び食器

ウ 日用品及び光熱材料

(3) 費用

衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季節別及び世帯別区分により 1 世帯あたり次の範囲内(災害救助法適用)とする。

世 帯 分 区		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増す ごとに加算する
全壊(焼) 流 出	夏	17,300 円	22,300	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300 円
	冬	28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,400 円	75,900 円	10,400 円
半壊(焼) 床上浸水	夏	5,600 円	7,600 円	11,400 円	13,800 円	17,500 円	2,400 円
	冬	9,100 円	12,000 円	16,900 円	20,000 円	25,400 円	3,300 円

(4) 期間

衣服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、災害の日から 10 日以内に完了しなければならない。

(5) 物資の配給方法

福祉対策班は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画をたて迅速確実に配給するものとする。

4 個人備蓄の推進

村は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を、非常持出品として個人において準備しておくよう、村民に対して広報していくものとする。

第 19 節 感染症対策計画

この計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 104 号。以下この節において「法」という。)に基づき感染症対策に万全を期するものである。

1 実施計画

災害時における感染症対策は、県知事(健康増進班、中部福祉保健所)の指示をうけ、村長が必要な措置を行う。担当は、健康保険対策班及び住民生活対策班とする。

2 衛生班の編成

健康保険対策班と住民生活対策班とで調査係(人員 2 名、車両 1 台)と防疫係(人員 3 名、車両 1 台)からなる衛生班を編成し、本村管内に配置する。なお、災害地域が広範囲にまたがるときは、そのつど即応体制をとるものとする。

3 村の感染対策

(1) 清潔方法

村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者)に対し、清潔を保つよう指導するものとする。また、村は自ら管理する道路、溝渠、道路、公園等の場所の清潔を保つものとする。

(2) 消毒方法

消毒の方法は同法施行規則第 14 条により行うものとする。

(3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第 15 条によるものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、村長は速やかに生活の用に供される水の供給措置をするものとする。

(5) 臨時予防接種

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 6 条第 1 項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げ実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

(6) 避難所の感染症対策

避難所は、応急仮設的で、かつ、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちなので中部福祉保健所の指導のもと感染症対策を実施する。この場合、施設の管理者を通じてできるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て感染症対策の完璧を期するものとする。なお、感染症対策指導の重点事項は概ね次のとおりとする。

- ア 疫学調査
- イ 清潔の保持及び消毒の実施
- ウ 集団給食
- エ 飲料水の管理
- オ 健康診断

4 被災者の健康管理

村及び県は、以下により被災者の健康管理を行う。

(1) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

(2) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(3) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導)を行う。

第 20 節 清掃計画

この計画は、被災地におけるごみの収集及びし尿の収集処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生対策に万全を期するものとする。

1 実施責任者

災害時におけるごみの収集及びし尿の収集処理は村長が行う。担当は、住民生活対策班とする。ただし、被害が甚大のため村において実施できない時は、他市町村又は県(業務衛生班、環境保全班、保健所)の応援を求めて実施する。

2 ごみの収集処理の方法

(1) 収集方法

ア ごみの収集は、被災地及び避難所に村の車両を配置して速やかに行う。

イ ごみの集積地は、地域代表(自治会長)と協議して定めるものとする。

(2) 処理方法

ごみの処理は、原則として中城村北中城村清掃事務組合の処理施設において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行うものとする。

(3) 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要を生じた時は、村(住民生活対策班)において調達する。

3 し尿の収集処理の方法

(1) 収集方法

し尿の収集は、災害の規模に応じ委託業者に指示して集中汲み取りを実施する。

(2) 処理方法

し尿の処理は、中城村北中城村清掃事務組合の処理施設において処理する。

(3) 仮設便所等のし尿処理

村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

4 震災廃棄物の処理

災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月)」又はこれに基づきあらかじめ策定した震災廃棄物処理計画をふまえて処理体制を速やかに確保する。

(1) 震災時防災体制の整備

村は、震災時の廃棄物処理に係る防災体制を整備するため、次の措置を行うよう努めることとする。

ア 村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、震災時の相互協力体制を整備する。

イ 村は、仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 村は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

エ 村は、生活ごみや震災によって生じた廃棄物(がれき)の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、震災時における応急体制を確保する。

オ 村は、有害廃棄物対策としてアスベストについては、解体、保管、輸送、処分の過程において問題が生じる可能性があるため、解体、処理行為時における飛散防止対策(散水の徹底等)についてあらかじめ定めておく。

第 2 1 節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者)の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬等の処置は村長が行う。なお、行方不明者の搜索は消防対策班が所轄警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して担当し、遺体の収容、処理及び埋葬等は総務対策班及び福祉対策班が担当する。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明相談所の開設

総務対策班は村役場庁舎へ行方不明相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出票(別紙様式 1)を作成する。その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については搜索者名簿(別紙様式 2)を作成し、消防対策班へ送付する。

(2) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ消防対策班に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防対策班員を中心に各班員をもって編成する。

(3) 捜策の方法

捜策にあたっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 行方不明者発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

搜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

搜索隊が発見した遺体は、速やかに医師の検案を受け、警察官及び海上保安官による遺体見分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに公民館及び学校等適当な施設に搬送・収容するものとする。その際は、遺体調書(別紙様式 3)を作成する

ものとする。

(3) 医療機関等との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように、前もって福祉対策班と医療機関等との連絡をとるものとする。

4 遺体の安置及び処理

(1) 遺体の処理手続

発見された遺体については、死体取扱規則(昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号)、海上保安庁死体取扱規則(昭和 45 年)の規定により、警察官又は海上保安官は所要の死体見分調書等を作成した後、遺族又は村長へ引き渡すものとし、村長はその後必要に応じて遺体の処理を行うものとする。

(2) 遺体の安置

ア 納棺、仮葬祭用品等の確保

福祉対策班は、村内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。

イ 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

ウ 遺体の一時安置所の開設

福祉対策班は、村立体育館、公民館、学校、寺院等適切な場所を選定し、一時安置所を設置するものとする。その際、福祉対策班は一時安置所を開設した旨の広報を実施し、身元の確認及び遺体引受人を捜索する。

エ 遺体調書及び遺体台帳等の作成

福祉対策班は、遺体見分調書等を引き継いだ遺体について遺体調書(別紙様式 3)及び遺体台帳(別紙様式 4)を作成するとともに、棺に氏名等を添付する。

オ 遺体の引渡し方法

遺族その他により遺体の引き取りの申し出があったときは、遺体調書、遺体台帳により整理の上引き渡すものとする。

カ 火葬に関する相談窓口の開設

福祉・健康支援班は、遺体の一時安置所において、火葬に関する相談窓口をもうけ手続などの相談に応じる。その際に、遺体調書等をもとに火葬許可書を容易に発行できるよう体制を整える。

5 遺体の埋(火)葬

身元の判明しない遺体、又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引取ることができない者などに対しては、埋葬台帳(別紙様式 5)を作成し、

本部長の許可を得て応急的な遺体の埋葬を実施する。

また、納骨は遺族が行うものとするが、身元不明の遺骨は、1年以内に引き取り人が判明しない場合、身元不明者取扱いとして村長が実施する。

6 行方不明者の捜索等の費用及び期間等

被災者の捜索や遺体の処理等についての費用及び期間は次のとおりとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は本章第15節災害救助法適用計画に基づくものとする。

(1) 災害にあった者の救出

ア 対象者

対象者は災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者を捜索し救出するものである。

イ 費用

救出のために支出する費用は、救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害にあった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(2) 遺体の捜索

ア 対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

イ 費用

捜索のために支出する費用は、捜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

遺体の捜索は、災害発生の日から10日以内とする。

別紙様式 1

行方不明者届出票		届出年月日		年 月 日	
		受付番号			
		受付者氏名			
種別	1 行方不明者 2 身元不明遺体 3 その他				
氏名			性別	男 ・ 女	年齢
本籍					
現住所					
遺体の現場					
届出人 (氏名) (住所) (電話) (行方不明者等の続柄)					
識別事項(着衣、所持品、身長、体格等)					

捜索者名簿

NO

整理番号	届出年月日	捜索者								届出者			備考		
		行政区	住所	氏名	年齢	性別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名	捜索者との関係			
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														
	月 日														

遺体調書

安置署名		受付番号				
搜索収容者						
遺体の種別	1 身元不明遺体		2 遺体引受人のない遺体		3 その他	
遺体発見日時	年 月 日		時 分			
遺体発見場所						
遺体の身元	本 籍					
	住 所					
	氏 名		性別	男 ・ 女	年齢	
	識別事項(着衣、所持品、身長、体格等)					
遺族その他関係者	現住所 (避難先)	連絡先 ()				
	氏 名	(死亡者との続柄)				
	遺体の 引受け					
	遺体の 引取り					
検視(検分) 日時	年 月 日 分	検視(検分)者				
検案日時	年 月 日 分	検案医師				
火葬許可書 公布日	年 月 日	火葬日		年 月 日		
(所持品の処理)				(備考)		

遺体調書

安置署名		受付番号	
搜索収容者			
遺体の種別	1 身元不明遺体	2 遺体引受人のない遺体	3 その他
遺体発見日時	年 月 日 時 分頃		
遺体発見場所			
遺体の身元	本籍		
	住所		
	氏名	性別	男 ・ 女 年齢
	識別事項(着衣、所持品、身長、体格等)		
遺族その他関係者	現住所(避難先)	連絡先 ()	
	氏名	(死亡者との続柄)	
	遺体の引受け		
	遺体の引取り		
検視(検分)日時	年 月 日 分	検視(検分)者	
検案日時	年 月 日 分	検案医師	
火葬許可書公布日	年 月 日	火葬日	年 月 日
(所持品の処理)	(備考)		

第 2 2 節 障害物の除去計画

この計画は、災害のため村民又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物が日常生活に著しく支障をおよぼしている場合に、これの除去に関するものとする。

1 実施責任者

住家又はその周辺に運ばれた土石、木材等の障害物の除去は村長が行う。担当は、都市建設対策班とする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

また、障害物が公共的な施設やその他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

2 除去の方法等

実施責任者は、自らの応急対策機材を用い又は状況に応じ建設業者の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

(1) 除去の対象者

障害物の除去は居室、炊事場所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自ら資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

障害物の集積場所は、付近遊休地を利用するか、中城村北中城村清掃事務組合所管施設(ごみ処理)あるいは、産業廃棄物処理場を利用するものとする。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることを原則とする。

(4) 費用及び期間

障害物の除去のため支出できる費用はロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とする。期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、災害救助法が適用された場合は本章第 15 節災害救助法適用計画に基づくものとする。

第 2 3 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を実施し、被災村民の住居の確保を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等は村長が行う。担当は、都市建設対策班とする。

災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは村長が実施する。

2 応急仮設住宅の設置等

(1) 対象者

住家が全壊(焼)又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

(2) 設置戸数

設置戸数は、住家が全壊(焼)又は流失した世帯数の 3 割以内とし、該当者の選定は、生活能力が低い者より順次選ぶものとする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その承認を得て数の引上げをすることができる。

(3) 設置場所

設置場所は原則として、村長が選定する場所とする。

(4) 規模及び費用

応急仮設住宅の一戸あたりの規模は 29.7 m²(9 坪)を基準とし、一戸建、長屋建、アパート式建築等、状況に応じた構造とする。設置費用は整地費、建築費、附帯工事費、人件費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含め、一戸当たり平均 2,387,000 円以内とする。

(5) 着工及び供与期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、被災者に当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第 85 条第 3 項による期限内(最高 2 年)とする。

(6) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した住宅建設を考慮する。

(7) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(8) 賃貸住宅借り上げによる収容

応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害により住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 戸数

住家が半壊(焼)した世帯数の3割以内とする。該当者の選定は、生活能力の低い者より順次選ぶものとする。

(3) 規模及び費用

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とし、修理のために支出できる費用の限度は、1世帯あたり520,000円以内とする。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は村長が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとする。

(5) 期間

住宅の応急修理は、災害発生日から1ヶ月以内に完成するものとする。

4 住家の被災調査

り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊の区分で判定を行う。

5 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されるよう努める。

第 2 4 節 教育対策計画

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

(1) 村の役割

ア 村立小中学校その他の文教施設の災害復旧は村が行う。

イ 村立小中学校児童生徒に対する応急教育は村教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は村で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。

ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として村長が行う。

2 応急教育対策

災害時における応急教育は概ね以下の要領によるものとする。

(1) 小中学校

ア 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

(7) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

(4) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(9) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

(5) 村教育委員会は、応急教育にあたって村内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

イ 教科書、教材及び学用品の支給方法

(7) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

村は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、村からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

(4) 支給

① 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。

② 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市町村又は本人の負担とする。

ウ 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

3 学校給食対策

村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

5 り災児童・生徒の保健管理

村は、り災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 村指定の文化財は、村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

第 2 5 節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

1 高圧ガス類

(1) 高圧ガス保管施設責任者

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 村の措置

村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

(3) 県の保安措置

県は、次の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 警察

警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

第26節 労務供給計画

この計画は、災害時における応急対策実施のため、職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合の、必要な労務者及び職員等の確保について定める。

1 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な労務者の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

ただし、労務者の確保が困難な場合の必要な雇用は村長が行う。

2 職員派遣の要請

(1) 職員派遣の要請

ア 村長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、又は他の市町村長に対し職員の派遣を要請するものとする。

イ 村長は職員の派遣の要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

- (ア) 派遣を必要とする理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣の斡旋

ア 村長は災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関又は職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

イ 村長は職員派遣の斡旋を求める場合には(1)のイの要請に準じた文書をもって行うものとする。

3 一般労働者供給の方法

(1) 供給手続き

村長は、沖縄公共職業安定所長に対し、次の事項を明示し、労務者の供給を依頼するものとする。

- ア 作業内容及び種別
- イ 労働期間・時間
- ウ 必要労働者数
- エ 就労場所

オ 賃金

カ その他必要な事項

(2) 賃金の基準

賃金の基準は中城村の臨時職員の賃金に、災害時の事情を勘案して決定する。

(3) 労務者の輸送

労務者の輸送は原則として村の車両によって行うものとする。

4 従事命令・供給命令

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

ア 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	村長
		〃 第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
		〃 第 65 条第 3 項	自衛官(村長の職権を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官(警察官がその場にいない場合)
災害救助法作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 7 条第 1 項	知事
	協力命令	〃 第 8 条	
災害応急対策事業 (災害救助法を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事 村長(委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第 25 条	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長

※ 知事(知事が村長に権限を委任した場合の村長を含む)の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

イ 命令対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、準看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の村民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事者の管理者その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

県又は村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。(災害対策基本法第 82 条第 1 項)

(3) 傷害等に対する補償

村は従事命令(警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により村長の職権を行った場合も含む)により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったときは、村は災害対策基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(災害対策基本法第 84 条第 1 項)

(従事命令、協力命令)

従事第	号	公 用 令 書			住所	氏名
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき次のとおり 従事協力を命ずる。						
年 月 日						
処分権者					氏名	印
従事すべき業務						
従事すべき場所						
従事すべき期間						
出頭すべき日時						
出頭すべき場所						

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

(保管命令)

保管第	号	公 用 令 書			住所	氏名
第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。						
年 月 日						
処分権者					氏名	印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考		

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

(管理、使用、収用)

管理（使用、収用）第 号							
公 用 令 書							
						住所	
						氏名	
第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり						管理 収用	を使用する。
年 月 日						処分権者	氏名 印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

(変 更)

変更第 号	
公 用 変 更 令 書	
住所	
氏名	
第 71 条 災害対策基本法第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)	
に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者 氏名 印	
変更した処分の内容	

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

(取 消)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所

氏名

第 71 条

災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)

に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、

これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする。

第 2 7 節 民間団体協力計画

この計画は大規模災害発生時に、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の協力を得るものとする。

1 実施責任者

民間団体に対する要請は村長が行う。担当は総務対策班及び福祉対策班とする。なお、大規模災害等により本村において処理できない場合は、被災を免れた近隣市町村に協力を求めて行うものとする。

2 協力要請団体

- (1) 各字自治会
- (2) 女性団体
- (3) 青年団体
- (4) その他各種団体

3 協力の要請

(1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請するものとする。

- ア 協力を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 期間
- エ 従事場所
- オ 所要人員数
- カ その他必要事項

(2) 協力を要請する作業内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、概ね次のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当るものとする。

- ア 被災者の救出、又は災害復旧等の作業の応援
- イ 災害後の炊出し、給水活動の応援
- ウ 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕活動
- エ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕活動
- オ その他危険の伴わない災害応急措置の応援

第 28 節 ボランティア協力受入計画

大規模災害発生時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備するものとする。

1 ボランティア受入れ体制の整備

本村は社会福祉協議会、日本赤十字社等と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるように受入れ体制を整備する。

また、受入れに際しては、老人介護や外国人との会話能力等、技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護(医師、看護師、助産師等)
- イ 無線による情報の収集・伝達(アマチュア無線通信技術者)
- ウ 外国人との会話(通訳及び外国人との会話能力を有する者)
- エ 住宅の応急危険度判定(建築士)
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 簡易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ク 避難所の管理運営支援

3 ボランティアの活動支援

(1) ボランティア活動場所の提供

- ア ボランティア本部(本庁又は他の公共施設)

＊ 本部の役割

- (ア) ボランティアの活動方針の検討
- (イ) 全体の活動状況の把握
- (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
- (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
- (オ) 各組織間の調整(特に行政との連絡調整)
- (カ) ボランティア活動支援金の募集、分配

イ 地区活動拠点(公共施設等)

＊ 地区活動拠点の役割

- (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
- (イ) 一般ボランティアの受付、登録(登録者は本部へ報告)
- (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション
(ボランティアの心得、活動マニュアル)
- (エ) ボランティアの派遣
- (オ) ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネーション
- (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等
村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、
情報の共有化を図る。なお、ボランティア組織の必要情報だけでなく、村民に対する
震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

村はボランティア保険の加入に際して、金銭面の必要な支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、
ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第 2 9 節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は次によるものとする。

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が調整のうえ行うものとする。

2 施設の防護

(1) 道路施設

本村の管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を中部土木事務所長へ報告するものとする。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害の内容及び程度

ウ 迂回道路の有無

自動車の運転者、地区の村民等が、決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに村長へ報告するよう常時指導啓発しておくものとする。

(2) 港湾漁港施設

村長は管理する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、各機関との調整及び次の事項を中部土木事務署長に報告するものとする。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害内容及び程度

ウ 泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて、復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾施設

港湾管理者は、災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

① 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

② 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の市町村へ応援を求め、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、次により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

(ア) 排土作業又は盛土作業

(イ) 仮舗装作業

(ウ) 障害物の除去

(エ) 仮道、さん道、仮橋等の設備

また、被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第30節 ライフライン等施設応急対策計画

1 電力施設及び電気通信施設応急対策計画

(1) 電力施設応急対策実施方針

電力施設に関する災害応急対策計画については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施する。

(2) 電気通信施設応急対策計画

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めたとき、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。

2 ガス施設応急対策

(1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所(以下「販売店」という。)は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に LP ガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間に関する連絡は、消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(2) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

3 上水道施設応急対策

上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水等の活用など速やかに応急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

ア 管路の復旧

管路の復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所的重要度等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

イ 給水装置の復旧

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と平行して実施する。また、一般住宅の給水装置の復旧は、その所有者から修繕の申し込みがあったものについて実施する。その場合において、緊急度の高い医療施設、福祉施設等を優先して実

施する。

(2) 広域応援の要請

村は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況をふまえて、県内の水道事業者等及び関係機関に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、水道事業者は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確保を図るとともに、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期について広報に努める。

4 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序についてはポンプ場、幹線管梁等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管梁、取付管等の復旧を行う。

(1) 復旧の実施

ア ポンプ場等の復旧

ポンプ場等において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに施設の機能回復を図る。

イ 管梁施設の復旧

管梁施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第31節 農林水産物応急対策計画

災害時における農林水産物及び家畜の応急対策を行い、これら農林水産経営の安定を図る。

1 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策は村長が行う。担当は農林水産対策班とする。

2 農林水産物の事前及び事後対策

(1) 事前対策

村は台風等により、農林水産物に甚大な被害をおよぼすおそれのあるときは、ただちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、沖縄県農業協同組合中城支店、佐敷中城漁業協同組合中城支所、自治会長等を通じて事前対策について指導を行うものとする。

(2) 事後対策

村は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、ただちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、沖縄県農業協同組合中城支店、佐敷中城漁業協同組合中城支所、自治会長等を通じて事後対策について指導を行うものとする。

3 農産物応急対策

(1) 種苗対策

災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、沖縄県農業協同組合中城支店へ必要種苗の確保を要請するとともに県へ報告する。

(2) 病虫害防除対策

災害により、病虫害が異常発生し又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の具体的な防除の指示に従い、病虫害緊急防除対策を樹立し、沖縄県農業協同組合中城支店と連携をとりながら農作物に対する管理指導を行う。

4 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとする。また、村は必要に応じ避難場所の選定、避難の方法について事業者と事前調整を図っておく。

(2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して村は、県と獣医師会の協

力を得て必要な防疫を実施するものとする。死亡家畜については村に届出を行わせるとともに、遺体の埋没又は焼却を指示するものとする。

ア 被災家畜に伝染病の疑いがある場合、又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、県に防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急予防措置をとるものとする。

イ 災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合は、県に対し診療班の派遣を要請するものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難になったときは、県又は沖縄県農業協同組合に対し必要数量の飼料の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

5 水産物応急対策

台風、津波等の災害が予想されるときは、所有者において漁船道具等を安全な場所に避難させるものとする。また、村は必要に応じ、避難場所の選定、避難の方法について漁業関係者と事前調整を図っておくものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

被災した施設は、村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ適切な復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図る。

1 復旧事業計画の種類

復旧事業計画は、応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するが、計画の種類については概ね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川施設災害復旧事業計画

イ 道路施設災害復旧事業計画

ウ 海岸施設災害復旧事業計画

エ 土砂災害(地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等)復旧事業計画

オ 漁港災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 上下水道施設災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 学校教育施設災害復旧事業計画

(7) 社会教育施設災害復旧事業計画

(8) その他災害復旧事業計画

2 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案して、迅速な復旧を図るものとする。

3 村及び県における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、村又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、村及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が

行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

村及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実現を図るものとする。

第2節 災害村民相談計画

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対しては、「村民サポートセンター(仮称)」を開設してこれに総合的、横断的に対処するものとする。

1 村民サポートセンター(仮称)の開設

災害時における村民の相談、要望、照会等に対処するため、村では、国の各省庁、県、その他関係機関と連携して村民サポートセンター(仮称)を開設するものとする。

開設にあたっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

2 相談内容

災害に関する相談事項がよせられた場合、関係者又は関係機関と連絡をとりできるだけ速やかに解決できるよう努める。

村民サポートセンター(仮称)による相談内容例については概ね次のとおりである。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- (2) 倒壊家屋の解体・撤去
- (3) 各種資格証の再発行等
- (4) 被災証明の発行手続き
- (5) 仮設住宅の入居
- (6) 住宅金融公庫関係(返済、支払方法等)
- (7) 事業再開の融資
- (8) 災害援護資金
- (9) 被災に伴う税金の減免措置
- (10) 借地・借家
- (11) 医療、保健
- (12) 労働相談

3 設置場所

村民サポートセンター(仮称)は、村役場庁舎又は地区公民館等に設置する。

第3節 住宅復旧計画

災害時における被災住宅の復旧計画は、次によるものとする。

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

村及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄復興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

(2) 個人住宅(特別貸付)建設資金

村長は、り災者に沖縄復興開発金融公庫による個人住宅(特別貸付)建設資金の災害り災者貸付制度の内容を周知させるものとする。

また、り災者が借入を希望する際には「り災証明書」を交付する。

2 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅の建設を検討するものとする。

3 り災証明

(1) り災証明書

り災証明書の発行については、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、被害家屋調査の結果をふまえて申し出により、以下の項目のり災証明を行うものとする。また、り災証明書の発行にあたっては、証明手数料は徴収しないものとする。

- ①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水
⑥一部破損 ⑦その他

なお、火災によるり災証明は中城北中城消防本部により行うものとし、田畑等その他のり災証明は、被害調査を所管する班において発行するものとする。

(2) 大規模災害時における調査実施体制

被害の全体像から、班員のみ又は村職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職(建築士等)が必要である又は人員が不足すると予想される場合は、応援要請を行うものとする。その際、都市建設対策班は、総務対策班に連絡し、他班又は関係機関へ応援職員の派遣を要請する。

ア 調査方法

り災証明を発行するにあたっての家屋被害判定は「災害に係る住家の被害認定基準運

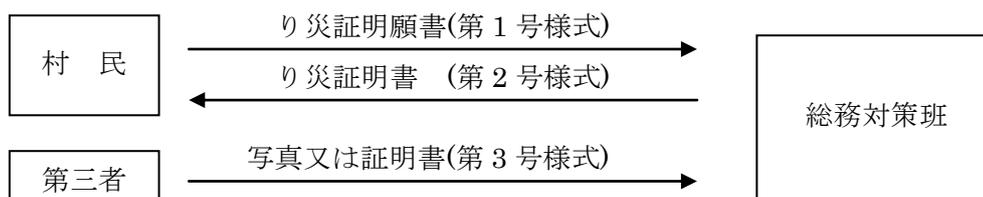
用指針」および「浸水等に住家被害の認定について」に基づき、外観の目視調査により行う。

イ り災証明書の発給に関する広報

被害調査班は、防災行政無線や広報車、マスコミ等を通じてり災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行うものとする。

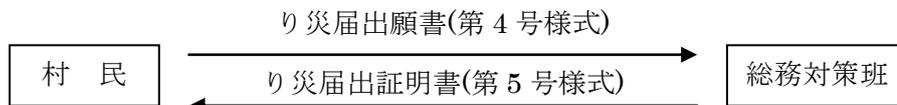
(3) 未確認、期限切れの受付

村が調査確認できず、期限内に所定の手続をしなかったものについては、原則として証明書の発行は行わないが、写真や第三者(警察、自治会長等)の証明により、り災を証明することが可能で、かつ村長が認めた場合に限って証明書の発行手続を行う。



(4) り災届出証明書の発行

未確認・期限切れの発行について第三者の証明書が不可能な場合及び、家屋以外(テレビ、家具等)の物がり災した場合において必要があるときは、村長が行う「り災届出証明書」で対応する。



(5) 判定結果に関する相談・再調査の受付

村は、判定に不服がある場合の再調査等を当初調査した班で受け付ける。また、被災者はり災証明の判定結果に不服がある場合や、第1次調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生から90日以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、判定結果を被災者へ連絡し、り災証明を発行する。

(第1号様式)

り 災 証 明 願 書	
平成 年 月 日	
中城村長	殿
申出人 住 所 :	
氏 名 :	
連絡先 :	
下記のとおり、り災物件について証明願います。	
災 害 名	
り 災 年 月 日	平成 年 月 日()午前・午後 時頃
り 災 場 所	中城村字
り 災 物 件	
り 災 災 物 件 所 有 者	
り 災 物 件 と 願 出 人 と の 関 係	占有者 管理者 所有者 その他()
被 害 の 程 度	①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他()
そ の 他 必 要 事 項	
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役場 2 税務署 3 保険会社 4 電話会社 (ア固定資産減失手続 イ減免手続 ウ保険請求) 5 その他
記入方法 1 「願出人」欄の住所は、今住んでいるところを記入してください。 2 「り災した物件と願出人との関係」欄は、当該事項を○で囲み、その他のときは、()内に詳しく記入してください。 3 「提出先及び提出する理由」欄は、当該事項を○で囲み、その他のときは、()内に詳しく記入してください。	

(第2号様式)

中城総第 年 月 日	
り 災 証 明 書	
住所： 氏名： 殿	
中城村長 印	
下記のとおり、り災したことをを証明します。	
災 害 の 種 別	1 風水害 2 震火災 3 その他()
り 災 場 所	中城村字
り 災 物 件 所 有 者	
り 災 物 件	
被 害 の 程 度	①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他()
り 災 物 件 と 願 出 人 と の 関 係	占有者 管理者 所有者 その他()
そ の 他 必 要 事 項	

(第3号様式)

証 明 書	
中城村長	殿
	年 月 日
	役職名
	住 所 :
	氏 名 :
	連絡先
下記事項を確認し相違わないことを証明します。	
災 害 名	
り 災 年 月 日	平成 年 月 日()午前・午後 時頃
り 災 場 所	中城村字
り 災 物 件	
り 災 物 件 所 有 者	
被 害 の 程 度	①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他()
そ の 他 必 要 事 項	

- (1) この証明書は、村の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願を申請する際に添付する。
- (2) この証明書をを行う者は、警察官・自治会長等の役職にあり、被害者と利害関係のない第三者であることを要す。

(第4号様式)

り 災 届 出 願 書	
平成 年 月 日	
中城村長 殿	申出人 住 所： 氏 名： 連絡先：
下記のとおり被害があったことを届出します。	
災 害 名	
り 災 年 月 日	平成 年 月 日()午前・午後 時頃
り 災 場 所	中城村字
り 災 物 件	
り 災 物 件 所 有 者	
り 災 物 件 と 願 出 人 と の 関 係	占有者 管理者 所有者 その他()
被 害 の 程 度	①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他()
そ の 他 必 要 事 項	
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役場 2 税務署 3 保険会社 4 電話会社 (ア固定資産減失手続 イ減免手続 ウ保険請求) 5 その他
記入方法 1 「願出人」欄の住所は、今住んでいるところを記入してください。 2 「り災した物件と願出人との関係」欄は、当該事項を○で囲み、その他のときは、()内に詳しく記入してください。 3 「提出先及び提出する理由」欄は、当該事項を○で囲み、その他のときは、()内に詳しく記入してください。	

(第5号様式)

中城総第 号 年 月 日	
り災届出証明書	
住所:	
氏名:	殿
	中城村長 印
下記のとおり、り災届出があったことを証明します。	
災害の種類別	1 風水害 2 震火災 3 その他()
り災場所	中城村字
り災物件所有者	
り災物件	
被害の程度	①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④床上浸水 ⑤床下浸水 ⑥一部破損 ⑦その他()
り災物件と願出人との関係	占有者 管理者 所有者 その他()
その他必要事項	

※ この証明書は、村の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

第4節 農漁業資金等融資計画

この計画は、災害を受けた農業関係者及び水産漁業者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

1 農業関係

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

天災融資法の発動及び激甚災害法が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

2 水産関係

被害漁業者の施設(漁船・漁具)、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

第5節 生活確保対策計画

災害時における被災者の生活確保対策は、次によるものとする。

1 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「弔慰金法」という。)による災害援護資金

ア 実施主体	村が条例に定めるところにより実施する。
イ 対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
ウ 貸付対象	イにより、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
エ 貸付限度額	350万 被害の種類、程度により区分(世帯主の1ヶ月以上の負傷150万円、家財の1/3以上の損害150万円、住居の半壊170万円、住居の全壊250万円、住居全体の滅失又は流出350万円)
オ 所得制限	前年の所得が村県民税の課税標準で730万円(4世帯)未満
カ 利率	年3%(据置期間中は無利子)
キ 据置期間	3年(特別の場合は5年)
ク 償還期間	10年(据置期間を含む)
ケ 償還方法	年賦又は半年賦
コ 貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自律更生するのに必要な経費として貸し付ける資金

ア 貸付制度	150万円
イ 据置期間	貸付の日から1年以内
ウ 償還期限	7年以内
エ 貸付利子	3%

2 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住宅を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

(1) 弔慰金法の災害援護資金

- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

3 災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

ア 実施主体	村が条例で定めるところにより実施する。
イ 対象災害	いわゆる自然災害(弔慰金法第2条)であって、1市町村における住宅の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
ウ 支給対象	イにより死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)に対して支給する。
エ 弔慰金の額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
オ 費用の負担	国(1/2)、県(1/4)、村(1/4)

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 実施主体	村が条例で定めるところにより実施する。
イ 対象災害	いわゆる自然災害(弔慰金法第2条)であって、1市町村における住宅の滅失した世帯が5世帯以上の災害及び県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
ウ 支給対象	イにより、精神又は身体に次に掲げる障害を受けたものに対して支給する。 ① 両目が失明した者 ② そしゃく及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上を認められる者
エ 見舞金の額	① 生計維持者が障害をうけた場合 250万円 ② その他の者が障害をうけた場合 125万円
オ 費用の負担	国(1/2)、県(1/4)、村(1/4)

(3) 災害見舞金の支給

ア 実施主体	中城村災害見舞金支給要綱により村が実施
イ 対象災害	暴風、豪雨、洪水その他の異状な自然現象により、身体又は住家に生じた被害
ウ 支給対象	イにより、治療期間が 30 日以上の負傷した者 イにより、30 日以上避難生活を余儀なくされた世帯
エ 見舞金の額	① イにより、治療期間が 30 日以上の負傷した者 7 万円 ② イにより、30 日以上避難生活を余儀なくされた世帯 (1 世帯 3 人以上) 5 万円
オ 費用の負担	中城村

第6節 被災者生活再建支援法適用計画

1 計画方針

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「支援法」という。)に基づき、本計画によるものとする。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人、又は被災者生活再建支援法人から委託を受けた村が実施する。

なお、支援法の適用基準等は次のとおりである。

2 計画内容

(1) 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合(火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となりうる。)

ア 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害。

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害

エ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のもの)でア～ウに定める区域に隣接するものに係る自然災害

(2) 対象世帯

上記の法適用となる自然災害によって対象となる世帯については、次の事項による世帯とする。

ア 住居する住宅が全壊した世帯、又は住居する住宅が半壊し、その住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その住宅に居住するために必要な補修工事著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、その住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

イ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由によりその居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)の補修を含む大規模な補修を行わなければその住宅に居住することが困難であると認められる世帯(上記ア、イの世帯を除く。)

(3) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日内閣

府政策統括官(防災担当)通知」により市町村が行い、県はその取りまとめを行うこととする。

(4) 支援金の支給及び支給限度額

支援金には支給する限度額が設けられており、支援金の支給限度額は住宅の被災の程度、世帯の収入、世帯主の年齢、世帯員数及び住宅の所有形態等により異なるが、最大で 300 万円が支給される。

なお、支援金の支給限度額は次表のとおり。

世帯主の年収、年齢等	世帯種別	支給限度額	(ア)～(エ)	(オ)～(ク)
年収 ≤ 500 万円の世帯	複数	300 万円	100 万円	200 万円
	単数	225 万円	75 万円	150 万円
・世帯主が 45 歳以上又は要配慮世帯で 500 万円 < 年収 ≤ 700 万円 ・世帯主が 60 歳以上又は要配慮世帯で 700 万円 < 年収 ≤ 800 万円	複数	150 万円	50 万円	100 万円
	単数	112.5 万円	37.5 万円	75 万円

※ 要配慮世帯とは重度の身体障がい者世帯、生活保護世帯等をいう。

(ア) 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

(イ) 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

(ウ) 住居移転費又は交通費

(エ) 住宅を賃貸する場合の礼金

(オ) 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50 万円が限度)

(カ) 住宅の解体(除却)・撤去・整地費

(キ) 住宅の建設、購入のための借入金等の利息

(ク) ローン保証料その他住宅の建替等にかかる諸経費

※ 大規模半壊世帯は(オ)～(ク)のみ対象(100 万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む)

※ 長期避難世帯は特例として更に(ア)、(イ)の経費について支給限度額の範囲内で 70 万円を限度に支給

※ 他の都道府県に移転する場合は(オ)～(ク)それぞれの支給限度額の 1/2

(4) 村の事務体制

ア 村において必要な事務

- ・制度の周知(広報)
- ・その他各事務に係る附帯事務

イ 村において行う事務

- ・住宅の被害認定及び被害報告
- ・り災証明書等必要書類の発行

- ・被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ・支給申請書の受付・確認等
- ・支給申請書等のとりまとめ
- ・使途実績報告書の受付・確認等

ウ 委託を受けて行う事務

- ・支援金の支給(被災者への口座振込による場合を除く)
- ・支援金の返還に係る請求書の交付
- ・加算金の納付に係る請求書の交付
- ・延滞金の納付に係る請求書の交付
- ・返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに被災者生活再建支援法人への送金

(5) その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法、同施行令、同施行規則、内閣府制作統括官(防災担当)通知等に基づき行うものとする。

第7節 復興の基本方針

1 復興計画の作成

村は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理

村及び関係機関は、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は村民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災むらづくり

村は、防災むらづくりにあたり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、村民の早急な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向についてできるだけ速やかに村民の合意を得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。)に規定すると特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定する。また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興

法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。